

國際電報料金表

Spain(西班牙國)
 Sweden(瑞典國)
 Switzerland(瑞西國)
 Turkey(土耳其國)
 Vatican City
 (「ヴァチカン」市)
 Yugoslavia
 (「ユーゴスラヴィア」
 國)
 America(亞米利加地方)
 United States(亞米利加
 合衆國)
 California(カリフォルニア
 州)

東 京 無 線
 小 笠 原 線
 香 港 一 線
 = 上 海 一 線
 = 香 港 一 線
 及 歐 羅 巴 線

東 京 無 線
 小 笠 原 線
 香 港 一 線
 = 上 海 一 線
 = 香 港 一 線
 及 歐 羅 巴 線

Alameda(アラメダ)
 Berkeley(バークレー)
 Barlingame
 (「バーリンゲーム」)
 Oakland (オークランド)
 Redwood City
 (「レッドウッド」市)
 Richmond (リッチモ
 ント)
 San Francisco(桑港)
 San Mateo (サン・マ
 テオ)
 Other Places(其ノ他
 各地)
 Arizona(アリゾナ)
 Idaho(アイダホ)

三・四五

〇・九三

三・四五

〇・九三

三・七一

〇・九三

三・七一

〇・九五

國際電報料金表

國際電報料金表

Nevada(ネヴァダ)	米・21	0・25	米・21	0・25
Oregon(オレゴン)				
Utah(ユター)				
Washington (ワシントン)				
Colorado(コロラド)				
Kansas(カンザス)				
Montana(モンタナ)				
Nebraska(ネブラスカ)				
New Mexico	米・25	1・00	米・25	1・00
(ニュー・メキシコ)				
North Dakota(北ダコタ)				
South Dakota(南ダコタ)				
Wyoming(ワイオミング)				
Alabama(アラバマ)				

1100

0・25

米・21

米・21

0・25

1・00

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

米・25

米・25

1・00

米・25

國際電報料金表

11011

Wisconsin (ウキスコ
ンシン)

Columbia District
(コロンビアディスト
リクト)

Connecticut (コネティ
カット)

Delaware (デラウエー
ル)

Florida (フロリダ)

Georgia (ジョージア)

Maine (メイン)

Maryland (メリーラン
ド)

Massachusetts (マサチ
ューセッツ)

New Hampshire
(ニューハンプシャー)

New Jersey (ニュージ
ージー)

New York (ニューヨーク)

North Carolina (北
カロリナ)

Pennsylvania
(ペンシルベニア)

Rhode Island
(ロードアイランド)

South Carolina
(南カロリナ)

Vermont (バーモント)

Virginia (バージニア)

West Virginia
(西バージニア)

Canada (カナダ)

E-110

1-111

E-110

1-111

國際電報料金表

11011

國際電報料金表

British Columbia (ノッテイツシ、コラ ムツム)	三・九七	一・二二	三・九七			
Vancouver (バンクーヴァー)	三・九七	一・二二	三・九七			
Victoria (サイクトリ ム)	三・九七	一・二二	三・九七			
Ontario (オンタリオ) Quebec (クエベック)	四・二八	—	四・二八			1.0K
Mexico (「メキシコ」國)	四・七五	—	四・七五			1.1K
Argentina (「アルゼンテイ ム」國)	六・三八	—	五・〇〇			1.11K
Brazil (「ブラジル」國)	六・三八	—	六・三八			1.20
Pernambuco (「ペルナ ムブーコ」)	六・三八	—	六・三八			1.20
Rio de Janeiro (「リオ、デ、ジヤネイロ」)	六・三八	—	六・三八			1.20

110E

Santos (「サントス」)	六・三八	—	六・三八			1.20
San Paulo (「サンパウロ」)	六・三八	—	六・三八			1.20
Chili (「チャリ」國)	六・三八	—	六・三八			1.20
Andres (「アンドレス」)	六・三八	—	六・三八			1.20
Quillota (「キーリョタ」)	六・三八	—	六・三八			1.20
Santiago (「サンティア ガ」)	六・三八	—	六・三八			1.20
Valparaiso (「ヴァルパ ライソ」)	六・三八	—	六・三八			1.20
Other Places (其ノ他 各地)	六・三八	—	六・三八			1.20
Paraguay (「パラグア ヤ」國)	六・三八	—	五・四〇			1.25
Peru (「ペルー」國)	六・三八	—	五・九〇			1.25
Callao (「カルヤオ」)	六・三八	—	六・三〇			1.25
Lima (「リマ」)	六・三八	—	六・三〇			1.25
Other Places (其ノ他 各地)	六・三八	—	六・五五			1.25

國際電報料金表

110F

第二表 關東州及南滿洲鐵道附屬地設置國際電報墨銀料金表

著信地	名	大連芝罘線		新聞電報	
		普通語漢文	暗語漢文及歐語漢文	漢文	歐文
Asia(亞細亞地方)					
China(中華民國)					
Chefoo (except Japanese station)	(芝罘日 本局ヲ 除ク)	※弗 0.06 0.10	※弗 0.10 0.10		
Outer Mongolia(外蒙古)		0.06	0.06		
Hongkong(香港)		0.04	0.06		
Macao(澳門)		0.07	0.04		
Other Places(其ノ他各地)		0.10	0.10	弗 0.015	弗 0.05

※關東州及南滿洲鐵道附屬地所在各局ヨリ發スル電報ニ限ル

著信地	名	上海、福州、廈門又ハ香港線	
		普通語漢文	暗語漢文及歐語漢文
Amoy(廈門)		弗 0.10	弗 0.20
Fooschow(福州)		弗 0.10	弗 0.20
Canton(廣東)			
Hongkong(香港)			
Macao(澳門)		弗 0.10	弗 0.20
Other Places(其ノ他各地)		弗 0.10	弗 0.20
French Indochina(佛領印度)			
Siam(暹羅國)			
India(印度)			
Burmah(孟加拉)			
Ceylon(セイロン)			
British North Borneo(英領北ボルネオ)			

國際電報料金表

國際電報料金表

- Labuan(ラブアン)
- Other Places(其ノ他各地)
- Dutch East Indies(蘭領東印度)
- Philippine Islands(「フィリピン」群島)
 - Luzon(ルソン)
 - Manila(マニラ)
 - Other Places(其ノ他各地)
 - Batavia(バタヴィア)
 - Catanduanes(カタンデュアネス)
 - Corregidor(コルヒドール)
 - Marinduque(マリンドクエ)
 - Masbate(マサバテ)
 - Mindoro(ミンドロ)
 - Romblon(ロムロン)
 - Ticao(タイカオ)

二〇八

二・一五
一・八〇
三・〇〇
香港「マニラ」
線又ハ上海「
マニラ」線

一・四〇
一・六五
一・六五

Other Islands(其ノ他諸島)

- Aden(アデン)
- Perim(ペリム)
- Fersia(「ペルシア」國)
- Persian Gulf(「ペルシア」灣)
- Bahrein(「バレーン」)
- Other Places(其ノ他各地)
- Russia in Asia and Bokhara
(「ロシア」及「ボカラ」)
- Turkey in Asia(「トルキヤ」其)
- Malay Peninsula(馬來半島)
- Malay States, Federated(馬來聯邦)
- Straits Settlements(海峽殖民地)
- Penang(ペナン)
- Singapore(新嘉坡)

二・二五
香港線
浦據線

四・八〇
四・三五
四・三五
三・七五
三・八五
一・四〇
三・八五
二・一五

二〇九

國際電報料金表

國際電報料金表

1110

- Mallacca(マラッカ)
- Iraq(「イラク」國)
- Oceania(大洋洲地方)
- Australia(濠太刺利)
- Tasmania(タスマニア)
- Fanning Islands(「フアンニング」群島)
- Fiji Islands(「フイジ」群島)
- Suva(クーバ)
- New Caledonia(ニューカレドニア)
- New Zealand(ニュージーランド)
- Norfolk Island(「ノーフォーク」島)
- Guam(グアム)
- Midway(「ミッドウェイ」)
- Hawaii(「ハワイ」)

香港「マニラ」
線又ハ上海「
マニラ」線

- 三・九五
- 三・二〇
- 五・四五
- 四・〇〇
- 四・八五
- 三・八〇
- 三・七五
- 一・七〇
- 二・四五

Honolulu(ホノルル)

香港線

三・三〇

- Africa(亞弗利加地方)
- Lourenco Marques(ルーレンソ、マルケス)
- Mozambique(モジムボーク)
- Egypt(「エジプト」國)
- 1st Region(第一部)
- 2nd Region(第二部)
- 3rd Region(第三部)
- Union of South Africa(南亞聯邦)
- Kenya(ケニア)
- Uganda(ウガンダ)
- Madagascar(マダガスカル)
- Algeria(アルジェリア)
- Tanger(タンジール)
- Tunis(「チュニス」國)

- 五・〇〇
- 五・八〇
- 四・一五
- 四・四五
- 四・六五
- 四・二〇
- 五・六五
- 五・三〇
- 三・五五

國際電報料金表

1111

國際電報料金表

- Tripoli(トリポリ)
- Djibouti(ジブチ)
- Erythrea(エリトリア)
- Zanzibar(ザンジバル)

Europe(歐羅巴地方)

Russia in Europe and Caucasus
(歐羅巴「ロシア」及コーカサス)

All Other Countries(其ノ他各國)

America(亞米利加地方)

United States(亞米利加合衆國)

California(カリフォルニア)

Alameda(アラメダ)

Berkeley(ベークレー)

Oakland(オークランド)

二・二二

香港線 滬浦線

五・九五
四・八五
五・二五

三・二五

一・九〇
三・二五

香港「マニラ」線
上海「マニラ」線
香港線及浦鹽線

Richmond(リッチモンド)

Red Wood City(レッドウッドシティ)

San Francisco(サンフランシスコ)

San Mateo(サンマテオ)

Other Places(其ノ他各地)

Arizona(アリゾナ)

Idaho(アイダホ)

Nevada(ネバダ)

Oregon(オレゴン)

Utah(ユタ)

Washington(ワシントン)

Colorado(コロラド)

Kansas(カンザス)

Montana(モンタナ)

Nebraska(ネブラスカ)

New Mexico(ニューメキシコ)

North Dakota(ノースダコタ)

三・五五

三・一〇

三・一〇

三・〇五

二・一五

國際電報料金表

國際電報料金表

111 頁

South Dakota(南「ダコタ」)
 Wyoming(ワイオミング)
 Alabama(アラバマ)
 Arkansas(アーカンソー)
 Illinois(イリノイ)
 Indiana(インディアナ)
 Iowa(アイオワ)
 Kentucky(ケンタッキー)
 Louisiana(レイジアナ)
 Michigan(ミシガン)
 Minnesota(ミネソタ)
 Mississippi(ミシシッピ)
 Missouri(モウリー)
 Ohio(オハイオ)
 Oklahoma(オクラホマ)
 Tennessee(テネシシー)
 Texas(テキサス)

E-10

Wisconsin(ウィスコンシン)
 Columbia District(コロムビアディストリクト)
 Connecticut(コネチカット)
 Delaware(デラウェア)
 Florida(フロリダ)
 Georgia(ジョージア)
 Maine(メイン)
 Maryland(マリーランド)
 Massachusetts(マサチューセッツ)
 New Hampshire(ニューハンプシャー)
 New Jersey(ニュージャージー)
 New York(ニューヨーク)
 North Carolina(北「カロライナ」)
 Pennsylvania(ペンシルベニア)
 Rhode Island(ロードアイランド)
 South Carolina(南「カロライナ」)

E-11

國際電報料金表

111 頁

國際電報料金表

二一六

Vermont(バーモント)	
Virginia(バージニア)	
West Virginia(西「バージニア」)	
Canada(カナダ)	
British Columbia(ブリタニシ、コラムビア)	
Vancouver(バンクーバー)	四・一五
Victoria(バイクトリア)	四・一五
Ontario(オンタリオ)	四・四五
Quebeck(クエベック)	四・四五
Mexico(メキシコ)	四・九〇
Argentina(アルゼンティン)	六・五〇
Brazil(ブラジル)	六・五〇
Pernambuco(ペルナンブーコ)	六・五〇
Rio de Janeiro(リオ、ジヤネイロ)	六・五〇
Santos(サン투스)	六・五〇
Sao Paulo(サンパウロ)	六・五〇
Chili(チリ)	六・五〇

Paraguay(パラグアイ) 六・五〇
Peru(ペルー) 七・〇〇

第三表 關東州及南滿洲鐵道附屬地發着後廻新聞電報「フラン」料金表

United States(亞米利加合衆國)	
California(カリフォルニア)	
Alameda(アラメダ)	
Berkeley(ベークレー)	
Burlingame(バーリンゲーム)	
Oakland(オークランド)	
Red Wood City(レッドウッド市)	
Richmond(リッチモンド)	
San Francisco(サンフランシスコ)	
San Mateo(サンマテオ)	

東京無線又ハ
小笠原線

フラン
〇・四

國際電報料金表

二一七

國際電報料金表

二一八

Other Places(其ノ他各地)

Arizona(アリゾナ)	0・50
Idaho(アイダホ)	0・50
Nevada(ネバダ)	
Oregon(オレゴン)	0・50
Utah(ユタ)	
Washington(ワシントン)	0・50
Colorado(コロラド)	
Kansas(カンザス)	0・50
Montana(モンタナ)	
Nebraska(ネブラスカ)	0・50
New Mexico(ニューメキシコ)	
North Dakota(北ダコタ)	0・50
South Dakota(南ダコタ)	
Wyoming(ワイオミング)	0・50
Alabama(アラバマ)	
Arkansas(アーカンザス)	0・50

Illinois(イリノイ)	0・50
Indiana(インディアナ)	
Iowa(アイオワ)	0・50
Kentucky(ケンタッキー)	
Louisiana(レイジアナ)	0・50
Michigan(ミシガン)	
Minnesota(ミネソタ)	0・50
Mississippi(ミシシッピ)	
Missouri(モリッソー)	0・50
Ohio(オハイオ)	
Oklahoma(オクラホマ)	0・50
Tennessee(テネシー)	
Texas(テキサス)	0・50
Wisconsin(ウィスコンシン)	
Connecticut(コネティカット)	0・50
Delaware(デラウェア)	

國際電報料金表

二一九

國際電報料金表

11110

- Columbia District (コロンビアディストリクト)
- Florida (フロリダ)
- Georgia (ジョージア)
- Maine (メイン)
- Maryland (メリーランド)
- Massachusetts (マサチューセッツ)
- New Hampshire (ニューハンプシャー)
- New Jersey (ニュージャージー)
- New York (ニューヨーク)
- North Carolina (北カロリナ)
- Pennsylvania (ペンシルバニア)
- Rhode Island (ロードアイランド)
- South Carolina (南カロリナ)
- Vermont (バーモント)
- Virginia (バージニア)
- West Virginia (西バージニア)

0.22

Canada (カナダ)

- British Columbia (ブリティッシュコロンビア)
- 1st Zone (第1地帯)
- Alberta (アルバータ)
- Manitoba (マニトバ)
- Saskatchewan (サスカチュワン)
- Cape Breton (ケープブレトン)
- New Brunswick (ニューブランズウィック)
- Nova Scotia (ノヴァスコシア)
- Ontario (オンタリオ)
- Prince Edward Island (プリンスエドワード島)
- Quebec (クベック)
- Hawaii (ハワイ)
- Honolulu (ホノルル)

0.21

0.22

0.21

0.27

香港「マニラ」線
又ハ上海「マニラ」線

11111

國際電報料金表

國際電報料金表

111111

Philippine Islands(「ハイナム」駐在)
Luzon(ラーナン)
Manila(マリナ)

ナン
0.111

ナン
0.111

第四表 滿洲國行政權下に在ル地域ニ設置スル國際電報「フラン」料金表

Destination	Via Mukden Radio		Via Japan Ordinary		Via Japan Proper Press	
	Ordinary	Press	Tokio Radio	Hongkong	Tokio Radio	Hongkong
French Indochina	Frcs	Frcs	Frcs	Frcs	Frcs	Frcs
Siam			2.59	2.59	0.59	0.59
India				2.50		
Barmah				2.90		1.10
Ceylon				2.90		1.10

Destination	Via Mukden Radio		Via Japan Ordinary		Via Japan Proper Press	
	Ordinary	Press	Tokio Radio	Hongkong	Tokio Radio	Hongkong
British North Borneo						
Labuan				2.25		0.62
Other places				1.90		
Dutch East Indies			3.20	3.20	1.07	1.07
philippine Islands						
Luzon						
Manila			1.50	1.50	0.42	0.42
Other Places			1.75	1.75	-	-
Batani						
Catanduanes						
Corregidor						
Marinduque						
Masbate			1.75	1.75	-	-
Mindoro						
Romblon						

國際電報料金表

111111

Ticao				
Other Islands				
Aden				
Perim				
Persia				
Persian Gulf				
Bahrein				
Other Places				
Russia in Asia and Bokhara				
Turkey in Asia				
Malay Peninsula				
	2.40	2.0	-	-
	Hongko ng			
	4.93			
	4.46			
	4.46			
	3.86			
	Hongko ng	wlad		
	3.35	1.50		
	3.95	3.95		
	Hongko ng	Tokio Radio		
	2.25	2.25		
	1.35			
	3.95			

Iraq				
Oceania				
Australia				
Tasmania				
Fanning Islands				
Fiji Islands				
Suva				
New Caledonia				
New Zealand				
Norfolk Island				
Guam				
Midway				
	4.58			
	3.63			
	5.16			
	4.13			
	4.63			
	4.03			
	3.83			
	Sh-Mn			
	or			
	Hk-Mn			
	1.75			
	2.50			
	Bonin, Sh-Mn			
	or			
	Hk-Mn			
	Tokio Radio			
	1.00			

America		Tokio Radio, Bonin, Sh.-Mn, Hk.-Mn, Hongkong or wlad	Tokio Radio bonin' Sh.-Mn, Hk.-Mn, Hongkong or wlad
United States			
California			
Alameda			
Berkeley			
Oakland			
Richmond	3.45	0.94	3.45
Red Wood City			
San Francisco			
San Mateo			
Other Places	3.71	0.94	3.71
Arizona			
Idaho			
Nevada	3.71	0.94	3.71

Oregon			
Utah			
washington			
Colorado			
Kansas			
Montana			
Nebraska			
New Mexico	3.84	1.00	3.84
North Dakota			
South Dakota			
Wyoming			
Alabama			
Arkansas			
Illinois			
Indiana			
Iowa			
Kentucky			

國產製茶茶葉

11月1

Louisiana									
Michigan	4.02	1.12	4.02			1.03			
Minnesota									
Mississippi									
Missouri									
Ohio									
Oklahoma									
Tennessee									
Texas									
Wisconsin									
Columbia District									
Connecticut									
Delaware									
Florida									
Georgia									
Maine									
Maryland									

Massachusetts									
New Hampshire	4.20	1.12	4.20			1.11			
New Jersey									
New York									
North Carolina									
Pennsylvania									
Rhode Island									
South Carolina									
Vermont									
Virginia									
West Virginia									
Canada									
British Columbia									
Vancouver	3.97	1.12	3.97			1.06			
Victoria	4.28	—	4.28			1.16			
Ontario									
Quebeck									

國產製茶茶葉

11月1

國際電報料金表

111111

Mexico	4.75	4.75			
Argentina	6.38	8.38			
Brazil					
Pernambuco					
Rio de Janeiro	6.38	6.38			
Santos					
Sao Paulo					
Chili	6.38	6.38			
Paraguay	6.38	6.38			
Peru	-	6.90			

第五表 滿洲國ノ行政權下ニ在ル地域ニ設置スル國際電報線料金表

Via Dairen-Chefoo or Harbin Radio	Ordinary		Press	
	Plain Chinese or Mexican Dollars	Code Chinese or Foreign. Mexican Dollars	Plain Chinese. Mexican Dollars	Foreign Mexican Dollars
Asia				
China				
Chefoo (except Japanese Station)	0.10	0.20		
Outer Mongolia	0.26	0.26		
Hongkong	0.14	0.28		
Macao	0.17	0.34		
Other Places	0.10	0.20	0.025	0.05
Land				
Line				
Plain Chinese				
Code Chinese or Foreign				

	Shanghai, Foochow, Amoy or Hongkong Cable.	
	Shanghai, Amoy or Hongkong	Foochow, Cable.
Amoy		
Foochow		
Canton	0.20	0.40
Hongkong	0.23	0.46
Macao	0.20	0.40
Other Places		
Ordinaly		
Via Hongkong		
French Indochina	2.45	
Siam	2.35	
India	2.75	
Burmah	2.75	
Ceylon	2.75	
British North Borneo	2.75	

Labuan	2.15
Other Places	1.80
Dutch East Indies	3.00
Philippine Islands	
Luzon	
Manila	1.40
Other Places	1.65
Batan	
Catanduanes	
Corregidor	
Marinduque	1.65
Masbate	
Mindoro	
Romblon	
Ticao	

匯票利率表

11月14

Other Islands	Via HongKong	Via Northern
Aden	4.80	
Perim	4.35	
Persia	4.35	
Persian Gulf		
Bahrein	4.35	
Other Places	3.75	
Russia in Asia and Bokhara	3.85	1.40
Turkey in Asia		3.85
Malay Peninsula		
Malay States, Federated		
Straits Settlements		
Penang		
Singapore		
Malacca		

Jraq	3.95	
Oceania		
Australia	3.40	
Tasmania	5.45	
Fanning Islands	4.00	
Fiji Islands	4.85	
Suva	3.80	
New Caledonia	3.75	
New Zealand		
Norfolk Island		
Guam		
Midway	1.70	
Hawaii	2.45	
Honoihlu	3.30	
		Hongkong-Manila or Shanghai-Manila

匯票利率表

11月14

國際郵票會表

Hongkong

Africa		
Lourenco Marques	5.10	
Mozambique	5.80	
Egypt		
1st Region	4.15	
2nd Region	4.45	
3rd Region	4.65	
Union of South Africa	4.70	
Kenya	5.65	
Uranda	5.35	
Madagascar		
Algeria		
Tanger		
Tunis	3.35	
Tripoli		

二三〇

Djibouti	5.95	
Erythrea	4.85	
Zanzibar	5.25	
Europe		
Russia in Europe and Caucasus	1.90	
All Other Countries	3.25	

America		
United States		
California		
Alameda		
Berkeley		
Oakland		
Richmond	3.55	

Hongkong

Northern

Hongkong-Manil	3.25	3.25
^a Shanghai-Manila Hongkong or Northern		
		1.90
		3.25

國際郵票會表

二三〇

國產製糖株式會社

Redwood City

San Francisco

San Mateo

Other Places

Arizona

Idaho

Nevada

Oregon

Utah

Washington

Colorado

Kansas

Montana

Nebraska

New Mexico

North Dakota

South Dakota

11 圖 〇

3.80

3.80

4.05

2.70

Wyoming

Alabama

Arkansas

Illinois

Indiana

Iowa

Kentucky

Louisiana

Michigan

Minnesota

Mississippi

Missouri

Ohio

Oklahoma

Tennessee

Texas

Wisconsin

4.10

國產製糖株式會社

11 圖 1

匯票利率表

11月11

Columbia District	
Connecticut	
Delaware	
Florida	
Georgia	
Maine	
Maryland	
Massachusetts	
New Hampshire	
New Jersey	4.25
New York	
North Carolina	
Pennsylvania	
Rhode Island	
South Carolina	
Vermont	
Virginia	

West Virginia	
Canada	
British Columbia	
Vancouver	4.15
Victoria	
On arto	
Quebeck	4.45
Mexico	
Argentine	4.90
Brazil	6.50
Pernafduco	
Rio de Janeiro	6.50
Santos	
Sao Paulo	
Chili	6.50
Paraguay	6.50
Peru	7.00

匯票利率表

11月11

告示

二四四

◆關東廳告示第五百五十三號

昭和四年關東廳告示第八十號中左ノ通改正ス

昭和八年九月一日

「大連無線電信局」ヲ「大連無線電報局」ニ改ム

(參照)

昭和四年關東廳告示第八十號ハ關東廳觀測所ヨリ發スル實況氣象報放送ノ件ナリ

關東長官 菱刈 隆

◆公達第五百九十八號

局報發送規程中左ノ通改正ス (抜萃)
本公達ハ本日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年十月三十日

第一條中「南洋廳郵便局」ノ次ニ左ノ如ク加フ

滿洲電信電話株式會社

滿洲電信電話株式會社電報局

滿洲電信電話株式會社電話局

(以下昭和八年十月三十日逓信公報)

逓信大臣 南 弘

第二條中「南洋廳逓信課 南洋通信」ノ次ニ「滿洲電信電話株式會社 滿洲通信」(歐文略名)ヲ加フ

◆關東廳告示第五百五十一號

放送聽取無線電話規則第二條ノ放送無線電話施設者ハ滿洲電信電話株式會社トス

昭和八年九月一日

關東長官 菱刈 隆

◆關東廳告示第五百五十號

專用通信施設規則第六十五條ニ依ル無線通信監視局ハ之ヲ關東廳逓信局トス

昭和八年九月一日

關東長官 菱刈 隆

◆關東廳訓令第二十六號

關東廳氣象電報取扱規則ハ昭和八年八月三十一日限り之ヲ廢止ス

昭和八年九月一日

關東長官 菱刈 隆

◆逓信省告示第二千四百十三號

日滿電報規則第三條ノ規程ニ依リ日滿電報ノ官報ト爲シ得ベキモノ左ノ如シ

(以下昭和八年十月二十八日官報)

告示

二四五

告示

二四六

昭和八年十月二十八日
逓信大臣 南 弘
國庫金取扱ニ關シ滿洲國中央銀行ノ本店、支店又ハ代理店ヨリ發スル電報ニシテ其ノ證印ハ電報ノ印鑑
出ス電信官署ニ豫メ之ヲ廻付シ置クモノトスアルモノ

逓信省告示第二千四百十四號

日滿電報規則第四條ノ規定ニ依リ日滿電報ノ局報ト爲シ得ベキモノ左ノ如シ
昭和八年十月二十八日

逓信大臣 南 弘

- 一 電信、電話、無線電信、無線電話ノ事務ニ關シ滿洲電信電話株式會社所屬電報局又ハ電話局ト電信官署又ハ電話官署トノ間ニ發受スルモノ
- 二 電信、電話、無線電信、無線電話ノ事務ニ關シ滿洲電信電話株式會社ノ本社ト其ノ東京出張所トノ間ニ發受スルモノ

關東廳告示第四百十五號

關東州及南滿洲鐵道附屬地電氣通信令第十條ニ依ル官廳ハ之ヲ關東廳逓信局トス
昭和八年九月一日

關東長官 菱刈 隆

關東廳告示第三十八號

昭和七年關東廳告示第七十二號南滿洲鐵道株式會社施設專用無線電信ハ昭和八年十月五日限り之ヲ廢止セリ

昭和九年三月十六日

關東長官 菱刈 隆

告示

二四七

營業關係規定類 第三類 電話規定

◆放送聴取無線電話規則

昭和八年九月一日
關東廳令第三十號

第一條 關東州及南滿洲鐵道附屬地電氣通信令第三條第八號ニ依リ施設スル専用無線電話以下放送聴取無線電話ト稱スハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 放送聴取無線電話ヲ施設セントスル者ハ一施設毎ニ別記様式ニ依ル施設許可願書及別ニ告示スル放送無線電話施設者ヲ對手方トスル放送聴取契約書ヲ差出シ關東廳通信局長ノ許可ヲ受クベシ

關東廳通信局長前項ノ出願ヲ許可シタルトキハ許可書ヲ交付ス

第三條 放送聴取無線電話ノ許可ヲ出願スル者ハ許可料トシテ一圓ニ相當スル郵便切手ヲ前條ノ許可願書ニ貼附シテ納ムベシ

前項ノ許可料ハ該出願ヲ許可セザル場合ニ限り郵便切手ヲ以テ之ヲ還付ス

關東長官ハ公益上必要アリト認ムルトキハ別ニ告示スル所ニ依リ第一項ノ許可料ヲ免除スルコトアルベシ

第四條 放送聴取無線電話ノ受信機ハ左ノ各號ニ適合スルモノナルコトヲ要ス但シ關東廳通信局長ノ許可ヲ受ケケル場合ニ限り第一號ニ依ラザルコトヲ得

一 周波數(波長)五百五十キロサイクル(五百四十五メートル)乃至千五百キロサイクル(二百メ

放送聴取無線電話規則

放送聴取無線電話規則

二

トトルノ範圍内ニ限リ受信シ得ルコト

二 空中線ヨリ電波ヲ發射セザルコト

第五條 放送聴取無線電話ノ空中線裝置ハ電信、電話、無線電信、無線電話、電燈又ハ電力ノ線路ニ接近セズ人畜又ハ物件ニ危害ヲ及ボス虞ナク且其ノ接地裝置ハ引火ノ虞ナキコトヲ要ス

第六條 關東長官ハ公益上必要アリト認ムルトキハ放送聴取無線電話裝置ニ關シ其ノ施設者ニ對シ特別ノ施設ヲ命ズルコトアルベシ

第七條 放送聴取無線電話施設者ハ許可書ヲ機器裝置場所ニ保管シ受信機ヲ携帯使用スルトキハ必ず之ヲ携行スベシ

許可書ヲ亡失シタルトキハ許可番號又ハ機器裝置場所ヲ記載シタル書面ヲ以テ直ニ其ノ再交付ヲ關東廳通信局長ニ願出ヅベシ

第八條 第二條ニ規定スル許可願書ノ記載事項ヲ變更シタルトキハ許可番號及新舊ノ事項ヲ記載シタル届書ヲ五日内ニ關東廳通信局長ニ差出スベシ

前項ノ届書機器裝置場所又ハ施設者氏名ノ變更ニ關スルモノナルトキハ之ニ許可證明書ヲ添附スベシ

第九條 放送聴取無線電話ノ許可ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ效力ヲ失フ

一 放送聴取無線電話施設者前條ニ依ル機器裝置場所又ハ住所ノ變更届ヲ爲サザルコト六月以上ニ及ビタルトキ

二 放送聴取無線電話施設者放送聴取契約ニ違反シタル爲放送無線電話施設者ヨリ該契約ヲ解除セラレタルトキ

第十條 放送聴取無線電話ヲ廢止シタルトキハ廢止後五日內ニ其ノ旨書面ヲ以テ關東廳通信局長ニ届出テ同時ニ許可書ヲ返納スベシ

放送聴取無線電話ノ許可ノ效力ヲ失ヒタルトキハ直ニ許可書ヲ關東廳通信局長ニ返納スベシ

第十一條 放送聴取無線電話ヲ廢止シタルトキハ直ニ當該施設ノ裝置ヲ撤去スベシ其ノ許可ノ效力ヲ失ヒタルトキ亦同ジ

第十二條 官署事務ノ専用ニ供スル放送聴取無線電話ニ付テハ別段ノ定メヲ爲シタル場合ヲ除クノ外本令ノ規定ヲ準用ス

附 則

本令ハ關東州及南滿洲鐵道附屬地電氣通信令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年關東廳令第十一號ハ之ヲ廢止ス

本令施行前從前ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ現ニ其ノ施設ヲ繼續スル放送聴取私設無線電話ハ其ノ施設者

放送聴取無線電話規則

三

放送聴取無線電話規則

四

ニ於テ本令施行ノ日ヨリ三十日内ニ第二條ノ放送聴取契約書ヲ關東廳逓信局長ニ差出シタル場合ニ限リ本令ニ依リ許可ヲ受ケタル放送聴取無線電話ト看做ス
前項ノ場合ニ於テ從前ノ規定ニ依リ交付シタル許可書ハ之ヲ本令ニ依ル許可書ト看做ス
(様式)

放送聴取無線電話施設許可願

切手
壹圓

印

昭和 年 月 日
願出 年月日

施設者
施設所
住居
機器
設置
場所
受信
機器
ノ
稱
類

關東廳逓信局長殿

(備考)

- 一 機器装置場所ハ地名(市、町、村)及地番號等(番地、何建物、何號室又ハ何方等)ヲ以テ表示スベシ(移動體ニ装置スルモノハ其ノ名稱又ハ番號及平常ノ繋留、格納等ノ場所ヲ、携帯使用スルモノハ平常ノ保管場所ヲ記載スルモノトス)
- 二 受信機ノ種類ハ鑽石附又ハ真空管何箇附ト表示スベシ(携帯使用スルモノハ「携帯用」ト附記スベシ)
- 三 許可料ノ免除ヲ受クルモノハ餘白ニ「許可料免除」ト記載シ且關係告示該當ノモノタルコトヲ證スル書類ヲ添附スベシ

放送聴取無線電話規則

五

電話規程
 第一章 總則
 第二章 加入電話
 第三章 市內專用電話

◆ 電話規程

昭和八年(大同二年)九月一日
 社告第八號

電話規程 目次

- 第一章 總則.....一
- 第二章 加入電話.....一三
 - 第一節 通則.....一三
 - 第二節 加入申込及開通.....一六
 - 第三節 設備及其ノ異動.....一八
 - 第四節 電話番號.....二三
 - 第五節 名義變更.....二六
 - 第六節 加入申込ノ取消及加入ノ消滅.....二六
- 第三章 市內專用電話.....二七

電話規程 (目次)

八

第一節 通 則……………二七

第二節 使用申込……………二八

第三節 設備及其ノ異動……………二八

第四節 名義變更……………二九

第五節 使用ノ停止及廢止……………二九

第四章 市外専用電話……………三〇

第五章 通話及呼出……………三〇

第一節 通 則……………三一

第二節 普通通話及至急通話……………三四

第三節 定時通話……………三五

第四節 豫約通話……………三六

第五節 呼 出……………三八

第六章 料 金……………四一

第一節 通 則……………四一

第二節 料金收受……………五五

第一款 加入電話料金……………五五

第二款 市内専用電話料金……………五八

第三款 通話及呼出ニ關スル料金……………五九

第三節 料金ノ免除及拂戻……………六三

第七章 雜 則……………六七

附 則……………六九

電話規程 (目次)

九

電話規程

第一章 總則

第一條 電話ノ取扱ニ付テハ別ニ定ムル場合ヲ除クノ外本規程ノ定ムル所ニ依ルモノトス

第二條 本規程中左ノ用語ハ各下記ノ意義ヲ有スルモノトス

- 一 當該局 當該電話事務ヲ取扱フ局所
- 二 會社 滿洲電信電話株式會社
- 三 加入者 電話取扱局ノ電話交換ニ加入シ居ル者
- 四 加入申込者 電話取扱局ノ電話交換ニ加入ヲ申込ミタル者
- 五 專用者 第三章ノ規定ニ依リ市内專用電話ヲ使用シ居ル者
- 六 專用申込者 第三章ノ規定ニ依リ市内專用電話ノ使用ヲ申込ミタル者
- 七 加入區域 電話取扱局ノ電話交換ニ加入シ得ベキ地域
- 八 自動式局 自動交換方式ニ依リ電話交換ヲ取扱フ局
- 九 加入電話加入
- 十 本加入 第十二條ノ連接加入ヲ連接スベキ加入

電話規程 (總則)

電話規程 (總則)

一 專用通信施設 關東州及南滿洲鐵道附屬地電氣通信令第三條又ハ同令第四十六條ノ規定ニ依リ
施設スル電話機

二 所屬局 當該加入者ノ屬スル電話交換取扱局

三 普通話局 電話通話事務ヲ取扱フ局所

四 普通豫約通話 第九十四條ノ規定ニ依ル通話

五 短期豫約通話 第九十五條ノ規定ニ依ル通話

六 豫約者 普通豫約通話又ハ短期豫約通話ノ取扱ヲ受ケ居ル者

七 呼出區域 電話呼出區域

第三條 電話ノ取扱ニ關スル條件ノ設定、變更又ハ廢止ハ當該局ニ之ヲ公告スルモノトス

第四條 加入申込者、加入者、專用申込者又ハ專用者ニ對シ通知又ハ催告ヲナス場合ニ於テ會社ノ責

ニ歸スベカラザル事由ニ依リ之ヲ送達スルコト能ハズ又ハ之ヲ送達スルコト著シク困難ナルトキハ

當該局ニ於ケル揭示ヲ以テ其ノ通知又ハ催告ニ代フルコトアルモノトス

前項ノ揭示ハ之ヲ始メタル日ヨリ七日ヲ經過スルニ因リテ其ノ効力ヲ生ズルモノトス

第五條 他人所有ノ家屋ニ電話ヲ設置スル場合ニ於テハ當該ノ加入申込者、加入者、專用申込者又ハ

專用者ハ其ノ家屋ノ所有者ヲシテ電話機其ノ他ノ物件ノ裝置ニ付異議ナカラシムルモノトス

第六條 會社ハ加入者又ハ專用者ノ使用ニ供スル電話線、電話機及附屬物品ヲ撤去シ又ハ移轉スル場
合ニ於テ其ノ物件ヲ裝置シアリタル遺留物ヲ原狀ニ修復スルノ責ニ任ゼザルモノトス

第二章 加入電話

第一節 通則

第七條 加入電話トハ電話取扱局ノ電話交換ニ加入スル電話ヲ謂フ

第八條 加入區域ヲ分テテ普通加入區域及特別加入區域ノ二種トス

第九條 會社ニ於テ事業上支障ナシト認ムルトキハ加入區域ニ拘ラズ加入ヲ承諾スルコトアルモノト

ス

第十條 會社ニ於テ事業上支障アリト認ムルトキハ加入區域内ト雖モ加入ヲ承諾セザルコトアルモノ

トス

第十一條 加入區域ノ設定又ハ變更ノ場合ニ於テ機械設置場所ガ他ノ加入區域内トナリタルトキハ其

ノ所屬ヲ變更シ加入區域外トナリタルトキハ當該ノ加入申込又ハ加入ヲ消滅セシムルモノトス此ノ

場合ニ於テハ當該ノ加入申込者又ハ加入者ニ其ノ旨通知スルモノトス

前項ノ場合ニ於テ加入申込者又ハ加入者ガ加入區域外ノ加入ニ關スル負擔ヲ承諾スルトキハ從前ノ

所屬ノ加入申込又ハ加入ノ繼續ヲ承諾スルコトアルモノトス

電話規程 (加入電話)

電話規程 (加入電話)

第十二條 電話加入ヲ分チテ左ノ三種トス但シ自働式局所屬ノ電話加入ハ單獨加入及共同線加入ノ二種トス

- 一 單獨加入 一加入ニ付一回線ヲ有スルモノ
- 二 共同線加入 二加入共同シテ一回線ヲ有スルモノ
- 三 連接加入 單獨加入ニ連接シテ一加入ヲ爲スモノ

第十三條 電話加入ハ二人以上合同シテ一加入ヲ爲スコトヲ得ザルモノトス但シ法人ニ非ザル團體ニシテ代表者ノ定アルモノハ會社ニ於テ承諾シタル場合ニ限り其ノ名ニ於テ一加入ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

前項但書ノ規定ニ依ル加入ニ付テハ當該團體ノ代表者ニ於テ料金ノ納付其ノ他一切ノ責ニ任ズルモノトス

第十四條 共同線加入ノ電話機設置場所ハ相手方タル共同線加入ノ電話機設置場所ヨリ直徑三百メートル以内ニ限ルモノトス

第十五條 連接加入ハ單獨加入一箇ニ付一箇ヲ限り連接スルモノトス

連接加入者ハ本加入者又ハ本加入者ト本支店若ハ之ニ準ズベキ關係アル者ニ限ルモノトス但シ加入區域外ニ於テ連接ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

連接加入ノ電話機設置場所ハ本加入ノ電話機設置場所ヨリ直徑二百メートル以内ニ限ルモノトス但シ會社ニ於テ特別ノ事情アリト認メタル場合ハ此ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ルモノトス

連接加入ト單獨加入トハ相互變更スルコトヲ得ザルモノトス但シ第十八條ノ規定ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

本加入者ハ連接加入者ト連帶シテ連接加入ニ關スル義務ヲ負フモノトス

第十六條 電話加入期間ハ電話開通ノ日ヨリ起算シ單獨加入ハ一年共同線加入及連接加入ハ三箇月トシ以後ハ各每一箇月ヲ以テ一加入期間トス

官廳、公署及公益事業ノ用ニ供スル電話ニシテ會社ニ於テ特ニ必要アリト認ムルモノハ每加入期間ヲ一箇月ニ短縮スルコトアルモノトス

前二項ノ場合ニ於テ加入期間滿了ノ日ガ月ノ中途ナルトキハ月ノ末日迄其ノ加入期間ヲ延長スルモノトス

第十七條 單獨加入ト共同線加入ト相互變更セントスルトキハ第二號書式ニ依ル書面ヲ當該局ニ差出シ會社ノ承諾ヲ受クルモノトス

前項ノ申込ヲ受付クベキ條件ハ別ニ之ヲ定ムルモノトス

第十八條 連接加入ガ自働式局ノ所屬トナルトキハ其ノ連接加入ハ加入者ノ請求ヲ俟タズ之ヲ共同線

加入ニ變更スルモノトス
 第十九條 共同線加入ハ其ノ相手方ガ加入種類ヲ變更シタルトキ若ハ相手方ノ加入ガ消滅加入ヨリ脱名セラレタルシタルトキ又ハ第十四條ノ距離以外移轉ニシタルトキハ新ニ相手方ヲ得ル迄其ノ通話場合ヲ含ム取扱ヲ休止スルモノトス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り單獨加入ノ料金ヲ納ムルトキハ通話取扱ヲ繼續スルモノトス

一 申込登記順番ニ依ル開通期ニ達シタルトキ
 二 第二十五條第一號ノ電話ニ準ズルモノナルトキ
 三 單獨加入タリシコトアルモノナルトキ
 第二十條 會社ハ電話使用ノ頻繁ナル加入者ニ對シ必要ト認ムルトキハ加入ノ増加ヲ求ムルコトアルモノトス

第二節 加入申込及開通

第二十一條 第七條ノ電話交換ニ加入セントスル者ハ一加入毎ニ第一號書式ニ依ル書面ヲ當該局ニ差出シ會社ノ承諾ヲ受クルモノトス
 第二十二條 會社ハ必要アルトキハ前條ノ申込ノ受付ヲ制限スルコトアルモノトス
 第二十三條 當該局ニ於テ第二十一條ノ申込ヲ受付ケタルトキハ申込ノ順序ニ從ヒ之ヲ原簿ニ登記シ

其ノ順番ヲ申込者ニ通知スルモノトス但シ新ニ電話交換業務ヲ開始スル局ノ交換ニ對スル申込ニシテ申込受理開始ノ日ヨリ五日間ニ申込ミタルモノノ登記順番ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ムルモノトス

第十一條ノ規定ニ依リ所屬ヲ變更スル加入申込ニ付テハ其ノ加入申込ヲ爲シタル日ニ於テ新所屬局ニ申込ミタルモノト看做スモノトス

第二十四條 電話開通ノ順序ハ申込登記ノ順番ニ依ルモノトス但シ會社ニ於テ必要アリト認ムルトキハ抽籤ニ依リ開通ノ順序ヲ定ムルコトアルモノトス

第二十五條 左ニ掲グル電話ノ開通ハ申込登記ノ順番ニ依ラズ之ヲ繰上タルコトアルモノトス

一 官廳、公署又ハ公益事業ノ用ニ供スルモノニシテ會社ニ於テ特急架設ノ必要アリト認メタルモノ

二 工事施行上ノ都合アルモノ

三 第二十條ノ規定ニ依リ増加スベキモノ

第二十六條 左ニ掲グル電話ノ開通ハ申込登記ノ順番ニ依ラズ之ヲ繰延ブルコトアルモノトス

一 工事施行上順番ニ依リ難キモノ

二 工事施行猶豫ノ請求アリタルモノ

三 工事著手ノ通知ヲ受ケタル後電話機設置場所變更ノ請求アリタルモノ

第二十七條 共同線加入又ハ連接加入ノ開通ハ申込登記ノ順番ニ依ラズ之ヲ繰上ゲ又ハ繰延ブルコトアルモノトス

第三節 設備及其ノ異動

第二十八條 加入者ノ使用ニ供スル加入區域内ノ電話線、電話機及附屬物品ハ當該局ニ於テ之ガ設備及維持ヲ爲スモノトス但シ第三十四條ノ規定ニ依リ加入申込者又ハ加入者ニ於テ設備及維持ヲ爲ス増設電話機ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

加入申込者又ハ加入者其ノ他ノ利害關係者ハ會社ノ承諾ヲ受ケ前項物品ノ提供ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

第二十九條 第九條ノ規定ニ依ル加入ノ申込ヲ承諾シ又ハ第十一條第二項ノ規定ニ依リ從前ノ所屬ノ加入申込者ハ加入ノ繼續ヲ承諾シタルトキハ會社ハ加入區域外ニ於ケル電話ノ設備及維持ニ關シ左ノ各號ノ一ヲ指定スルモノトス

一 會社ニ於テ一切ノ設備及維持ヲ爲スコト

二 加入申込者又ハ加入者ニ於テ設備ニ必要ナル物件、勞力又ハ費用ヲ無償提供シ當該局ニ於テ其ノ設備及維持ヲ爲スコト

三 加入申込者又ハ加入者ニ於テ一切ノ設備ヲ爲シ之ヲ無償提供シ當該局ニ於テ其ノ維持ヲ爲スコト

四 加入申込者又ハ加入者ニ於テ一切ノ設備及維持ヲ爲スコト

第三十條 前條第二號乃至第四號ノ各號ノ一ノ指定ヲ受ケタル者ハ會社ノ指示スル所ニ從ヒ物件、勞力若ハ費用ヲ提供シ又ハ設備、維持ヲ爲スモノトス但シ會社ハ必要アルトキハ其ノ設備ノ一部ヲ爲スコトアルベシ

前條第三號又ハ第四號ノ指定ヲ受ケタル者其ノ設備ヲ完成シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ當該局ニ通知スルモノトス

第三十一條 加入申込者又ハ加入者左ノ場合ニ於テハ第三號乃至第九號ノ書式ニ依ル書面ヲ當該局ニ

差出スモノトス

一 加入電話ヲ長距離通話區域ニ於ケル通話ノ用ニ供セントスルトキ

二 加入電話ニ卓上電話機ヲ裝置セントスルトキ

三 加入電話機ニ受話機ヲ増設セントスルトキ

四 加入電話回線ニ電話機ヲ増設セントスルトキ

五 加入電話回線ニ電鈴ヲ増設セントスルトキ

六 電話機ノ種類ヲ變更セントスルトキ

電話規程 (加入電話)

- 七 加入電話ヲ發信又ハ著信ノ専用ニ供セントスルトキ
 - 八 第一號乃至第五號及前號ノ事項ヲ變更又ハ廢止セントスルトキ
- 第三十二條 機械増設ノ種別、裝置箇數等ノ制限左ノ如シ

- 一 受話器増設 (筒形) 一加入ニ付一箇トス
- 二 電鈴増設 (筒形) 一加入ニ付一箇トス

- 三 電話機増設
 - 甲 (交換機ニ依リ) 種 (接続スルモノ)
 - 乙 (轉換器ニ依リ) 種 (接続スルモノ)

本電話機ト通話
 一加入ニ付一箇トス
 加入回線ニ共通ニ接続スルコトヲ得ザルモノトス

本電話機ト通話
 一加入ニ付二箇以內トス
 加入回線ニ共通ニ接続スルコトヲ得ザルモノトス

自動式局所屬ノ加入者ハ受話機増設、本電話機ト通話シ得ル乙種電話機増設及二箇以上ノ加入回線ニ共通ニ接続スル乙種電話機増設ヲ爲スコトヲ得ザルモノトス

第三十三條 増設機械ハ左ノ範圍ヲ起エテ裝置スルコトヲ得ザルモノトス

一 受話器、電鈴及本電話機ト通話シ得ザル乙種増設電話機 本電話機設置場所ト同一ノ戸内

二 前號以外ノ増設電話機
 本電話機設置場所ト同一ノ邸宅若ハ構内又ハ會社ニ於テ同一ノ邸宅若ハ構内ニ準ズルモノト認ムル地域(本電話機ノ裝置箇所ヨリ直徑二百メートル以內ニ限ル但シ會社ニ於テ特別ノ事情アリト認ムルトキハ此ノ距離ヲ超ユルコトヲ得ルモノトス)

第三十四條 會社ハ必要アルトキハ加入申込者又ハ加入者ニ對シ増設電話機ノ設備ニ要スル物件及勞力ノ供給ヲ求メ又ハ増設電話機ノ設備及維持ヲ求ムルコトアルモノトス

第三十五條 加入申込者又ハ加入者増設電話機ヲ他人ノ使用ニ供セントスルトキハ第十號書式ニ依ル書面ヲ當該局ニ差出シ會社ノ承諾ヲ受クルモノトス

第三十六條 加入申込者又ハ加入者加入電話機設置場所ト同一ノ邸宅若ハ構内ニ於テ自己ガ施設スル専用通信施設又ハ自己ガ使用スル市内専用電話機ヲ加入回線ニ接続セントスルトキハ第十一號書式ニ依ル書面ヲ又該接続ヲ變更セントスルトキハ第十二號書式ニ依ル書面ヲ當該局ニ差出シ會社ノ承諾ヲ受クルモノトス

第三十二條 第一項第三號ノ規定ハ前項ノ接続ニ之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル接続ヲ廢止セントスルトキハ第十三號書式ノ書面ヲ當該局ニ差出スモノトス

第三十七條 甲種増設電話機相互間、第三十六條ニ依ル接続電話機相互間又ハ是等ノ電話ト加入回線

電話規程 (加入電話)

電話規程 (加入電話)

二二

- トノ間ノ交換取扱ハ當該局ノ指示スル所ニ從ヒ加入者ニ於テ之ヲ爲スモノトス
- 第三十八條 第三十四條ノ規定ニ依ル設備及維持若ハ第三十六條ノ規定ニ依リ接續スル施設ノ設備及維持ニ直接從事スル者又ハ前條ノ交換取扱ニ直接從事スル者當該局ノ指示ニ從ハザルトキ又ハ會社ニ於テ不適當ト認メタルトキハ之ガ變更ヲ求ムルコトアルモノトス
- 第三十九條 會社ハ第三十一條ノ請求ヲ受付ケ又ハ第三十六條ノ申込ヲ承諾シタル後ト雖モ工事上ノ交換取扱上其ノ他ニ於テ已ムヲ得ザル事情アルトキハ其ノ承諾ヲ取消シ又ハ當該ノ裝置ヲ變更シ若ハ其ノ變更ヲ求ムルコトヲ得ルモノトス
- 第四十條 加入區域外ニ於ケル機械設置場所ヲ其ノ邸宅外若ハ構外ニ移轉セントスルトキ又ハ加入區域内ニ於ケル機械設置場所ヲ加入區域外ニ移轉セントスルトキハ第十四號書式ノ書面ヲ當該局ニ差出シ會社ノ承諾ヲ受クルモノトス
- 第二十九條及第三十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用スルモノトス
- 第四十一條 前條ノ規定ニ依ルモノヲ除クノ外機械若ハ附屬物品ノ設置場所ヲ移轉シ又ハ機械若ハ附屬物品ヲ一時撤去セントスルトキハ第十四號書式ニ依ル書面ヲ當該局ニ差出スモノトス
- 第十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用スルモノトス
- 第四十二條 共同線加入ノ機械及附屬物品ノ設置場所ノ移轉ハ移轉先ニ於テ直ニ共同線加入トナリ得ル場合ニ限ルモノトス

此ノ場合ニ於ケル相手方ハ現ニ加入者タルコトヲ要スルモノトス

連接加入ノ機械及附屬物品ノ設置場所ハ移轉スルコトヲ得ザルモノトス但シ第十五條第三項ノ距離以内ニ於テ移轉シ又ハ本加入ト共ニ移轉スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十三條 加入申込者又ハ加入者ノ爲ス設備及維持ハ會社ニ於テ爲スモノト同等以上タルモノトス

第四節 電話番號

第四十四條 電話ヲ開通スルトキハ會社ニ於テ一加入毎ニ一箇ノ電話番號ヲ定ムルモノトス

共同線加入ノ電話番號ハ工事上ノ必要アル場合ヲ除クノ外其ノ相手方ト同一ノ番號ヲ又連接加入ノ電話番號ハ本加入ト同一ノ番號ヲ附スルモノトス

第四十五條 加入申込者又ハ加入者同一ノ邸宅若ハ構内又ハ會社ニ於テ之ニ準ズルモノト認ムル地域内ニ於テ加入回線二箇以上ヲ有スル場合ニ於テ其ノ代表番號ヲ使用セントスルトキハ第十五號書式ニ依ル書面ヲ又該代表番號ヲ變更若ハ廢止セントスルトキハ第十六號書式ニ依ル書面ヲ當該局ニ差出シ會社ノ承諾ヲ受クルモノトス

前項ノ代表番號ヲ定メタル電話中夜間若ハ休日其ノ他之ニ準ズル場合ニ使用スルモノヲ特定セントスルトキハ第十七號書式ニ依ル書面ヲ又該特定ヲ變更若ハ廢止セントスルトキハ第十八號書式ニ依

電話規程 (加入電話)

二三

電話規程 (加入電話)

ル書面ヲ當該局ニ差出シ會社ノ承諾ヲ受クルモノトス
第四十六條 左ノ場合ニ於テハ電話番号ヲ變更スルコトアルモノトス

一 第十一條ノ規定ニ依リ所屬ヲ變更シタルトキ

二 電話機ノ甲種増設ヲ爲シタルトキ

三 専用通信施設又ハ市内専用電話機ヲ加入回線ニ接続シタルトキ

四 前條第一項ノ代表電話番号ヲ定メタル電話ガ加入ニ減ジタルトキ

五 其ノ他電話交換上ノ必要アルトキ

第四十七條 同一局ノ所屬加入者電話番号ヲ相互變更セントスルトキハ第十九號書式ニ依ル書面ヲ當

該局ニ差出スモノトス

第四十八條 左ノ事項ハ之ヲ電話番号簿ニ掲載スルモノトス

一 電話番号

二 加入者ノ氏名、稱號

三 電話機設置場所

四 其ノ他交換上必要ナル事項

左ノ各號ノ一ニ該當スル電話ニ關シテハ電話番号簿ノ掲載ヲ爲サザルコトアルモノトス

一 加入電話ヲ發信ノ専用ニ供シタルモノ

二 増設電話機、専用通信施設又ハ市内専用電話機ヲ共通ニ接続スル加入回線中一箇以外ノモノ

三 加入申込者又ハ加入者ニ於テ電話番号簿掲載ノ省略ヲ請求シタルモノ

四 其ノ他會社ニ於テ掲載ノ必要ナシト認メタルモノ

第四十九條 加入申込者又ハ加入者電話番号簿ニ左ノ事項ヲ掲載セントスルトキハ第二十號書式ニ依

ル書面ヲ又該掲載事項ヲ變更若ハ廢止セントスルトキハ第二十一號書式ニ依ル書面ヲ當該局ニ差出

スモノトス

一 自己ノ名義ニ代ヘ電話機設置場所居住者ノ名義ヲ掲載セントスルトキ

二 自己ノ氏名、稱號又ハ前號ノ名義ヲ二箇所以上ニ掲載セントスルトキ

三 増設電話機ノ設置場所又ハ使用者名義ヲ掲載セントスルトキ

四 加入回線ニ接続スル専用通信施設又ハ市内専用電話機ノ設置場所ヲ掲載セントスルトキ

十二月三十一日迄ニ掲載ノ廢止ヲ請求セザルトキハ次ノ年ノ掲載ヲ繼續スルモノト看做スモノトス

連接加入者又ハ本加入者ハ第一項第一號ノ請求ヲ爲スコトヲ得ザルモノトス

第一項第一號及第二號ノ場合ニ在リテハ同一加入ニ對シ又同項第三號ノ場合ニ在リテハ同一電話機

ニ對シ二人以上ノ者ノ名義ヲ掲載スルコトヲ得ザルモノトス

電話規程 (電話加入)

電話規程 (電話加入)

二六

第五十條 電話番号簿ハ一加入毎ニ一部ヲ其ノ加入者ニ無代價ニテ配付スルモノトス

第五節 名義變更

第五十一條 加入申込者又ハ加入者其ノ名義ヲ他人ノ名義ニ變更セントスルトキハ第二十二號書式ニ依ル書面ヲ當該局ニ差出シ會社ノ承諾ヲ受クルモノトス

新名義人ハ舊名義人が當該電話ニ關シ會社トノ間ニ有スル一切ノ權利義務ヲ承繼スルモノトス

第五十二條 加入申込者若ハ加入者ノ死亡、隱居其ノ他ニ因リ相續アリタル場合又ハ加入申込者若ハ加入者タル法人ガ他ノ法人ニ合併セラレタル場合ニ於テ相續人、合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立セラレタル法人ニ於テ加入申込名義又ハ加入名義ヲ承繼セントスルトキハ其ノ承繼ヲ爲シ得ベキ者ナルコトノ證明書ヲ添ヘテ第二十三號書式ノ書面ヲ當該局ニ差出スモノトス

第五十三條 第二十條ノ規定ニ依リ加入ヲ増加シタル加入者ハ其ノ電話加入ヲ分割シテ處分スルコトヲ得ザルモノトス但シ會社ノ承諾ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六節 加入申込ノ取消及加入ノ消滅

第五十四條 加入申込者申込ヲ取消サントスルトキハ第二十四號書式ニ依ル書面ヲ當該局ニ差出スモノトス

第五十五條 加入者加入ヨリ脱退セントスルトキハ第二十四號書式ニ依ル書面ヲ當該局ニ差出スモノトス當該加入期ノ末日迄ニ之ヲ差出サザル者ハ次期ノ加入ヲ繼續スルモノト看做スモノトス

第五十六條 左ノ場合ニ於テハ會社ニ於テ加入申込又ハ加入ヲ消滅セシムルコトアルモノトス

- 一 電話開通工事着手ノ際加入申込者ノ所在不明ナルトキ
 - 二 第二十五條第一號ノ規定ニ依ル特急架設ノ事由消滅シタルトキ
 - 三 加入者ノ所在不明ナルトキ
 - 四 會社ノ指定シタル期日迄ニ架設料ヲ支拂ハザルトキ
- 第五十七條 連接加入又ハ其ノ申込ハ左ノ場合ニ於テハ消滅スルモノトス
- 一 當該局ノ電話ノ加入種類ヨリ連接加入ヲ除キタルトキ
 - 二 本加入ノ名義變更(連接加入ガ其ノ本加入ト共ニ同一人)アリタルトキ
 - 三 本加入ガ消滅シタルトキ
 - 四 第十五條第二項及第三項ノ制限ニ適合セザルニ至リタルトキ

第三章 市内専用電話

第一節 通 則

第五十八條 市内専用電話トハ電話加入區域内ニ於テ電話線ヲ専用セントスル者ノ爲會社ノ施設スル

電話規程 (市内専用電話)

二七

電話規程 (市内専用電話)

二八

電話ヲ謂フ

會社ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ電話ヲ電話加入區域外ニ涉リ施設スルコトアルモノトス

第五十九條 會社ニ於テ必要アリト認ムルトキハ二人以上ノ専用ニ供スル爲専用電話ヲ施設スルコトアルモノトス

前項ノ電話ノ専用者ハ其ノ代表者ヲ定メ料金ノ納付其ノ他一切ノ責ニ任ゼシムルモノトス

第六十條 専用電話ハ電報送受ノ用ニ供スル爲電報取扱局所トノ間ニ施設スルコトヲ得ルモノトス

第六十一條 會社ハ必要アルトキハ専用申込者ニ専用電話ノ設備及維持ノ一部ノ施行ヲ求メ又ハ専用電話ノ施設ニ要スル物件ノ無償提供ヲ求ムルコトアルモノトス

第二節 使用申込

第六十二條 専用電話ヲ使用セントスル者ハ第二十五號書式ニ依ル書面ヲ當該局ニ差出シ會社ノ承諾ヲ受クルモノトス

専用電話使用ノ承諾ヲ受ケタル後専用ヲ必要トスル事由ニ變更ヲ來スベキトキハ豫メ第二十六號書式ニ依ル書面ヲ當該局ニ差出シ會社ノ承諾ヲ受クルモノトス

第三節 設備及其ノ異動

第六十三條 専用電話ノ電話線、電話機及附屬物品ハ會社ニ於テ之ガ設備及維持ヲ爲スモノトス但シ

第六十一條ノ規定ニ依リ専用者ガ設備及維持ヲ爲ス部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六十四條 専用者専用電話ノ機械ノ設置場所、種類、箇數又ハ附帶設備ヲ變更セントスルトキハ第

二十七號書式ニ依ル書面ヲ當該局ニ差出スモノトス

第六十五條 専用電話ノ使用ニ付テハ會社ノ指示スル所ニ依ルモノトス

専用電話ノ使用上交換取扱ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ取扱ハ専用者ノ負擔トス

第四節 名義變更

第六十六條 専用者其ノ名義ヲ他人ニ變更セントスルトキハ第二十八號書式ニ依ル書面ヲ當該局ニ差出シ會社ノ承諾ヲ受クルモノトス

第五十一條第二項ノ規定ハ前項ノ名義書換ニ之ヲ準用スルモノトス

第六十七條 第五十二條ノ規定ハ専用電話ノ名義書換ニ之ヲ準用スルモノトス但シ第二十九號書式ニ依ル書面ヲ差出スモノトス

第五節 使用ノ停止及廢止

電話規程 (市内専用電話)

二九

電話規程 (市外専用電話、通話及呼出)

三〇

第六十八條 専用者専用電話ノ使用ヲ廢止セントスルトキハ第三十號書式ニ依ル書面ヲ當該局ニ差出スモノトス

第六十九條 會社ハ電話業務上必要ト認ムルトキハ豫メ専用者ニ通知シテ専用電話ノ全部又ハ一部ニ付之ヲ廢止シ又ハ之ガ使用ヲ停止スルコトヲ得ルモノトス

第七十條 左ノ各號ノ場合ニ於テハ會社ハ専用電話ヲ廢止シ又ハ之ガ使用ヲ停止スルコトヲ得ルモノトス

- 一 第六十一條ノ規定ニ依ル無償提供ヲ條件トシテ専用ノ承諾ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ無償提供ヲ履行セザルトキ
- 二 電話専用ノ事由ガ變更スベキ場合ニ於テ第六十二條第二項ノ手續ヲ爲サザルトキ
- 三 専用ヲ必要トスル事由ガ消滅シタルトキ

第四章 市外専用電話

第七十一條 市外専用電話トハ第七十四條ノ通話區域ニ於テ電話線ヲ専用セントスル者ノ爲會社ノ施設スル電話ヲ謂フ

第七十二條 市外専用電話ノ専用ニ關スル條件、料金等ハ別ニ之ヲ定ム

第五章 通話及呼出

第一節 通 則

第七十三條 加入電話ニ依ル通話ハ之ヲ市内通話及市外通話トス

市内通話トハ同一加入區域内相互間ノ通話ヲ謂ヒ市外通話トハ其ノ他ノ通話ヲ謂フ
前項ノ規定ノ適用上加入區域外加入者ハ所屬局ノ加入區域内ニ在ルモノト看做スモノトス

第七十四條 市外通話ノ區域ハ之ヲ短距離通話區域及長距離通話區域トス

第七十五條 通話ヲ分チテ左ノ四種トス

- 一 普通通話
 - 二 至急通話 普通通話ニ先チテ取扱フ通話ニシテ以下各號ニ該當セザルモノヲ謂フ
 - 三 定時通話 別ニ定ムル通話區域ニ於テ請求者ノ指定シタル時刻ニ取扱ヲ開始スル加入電話相互間ノ通話ヲ謂フ
 - 四 豫約通話 市外通話區域ニ於テ一定ノ期間ヲ通ジ毎日一定ノ時間ニ爲ス通話ヲ謂フ
- 第七十六條 前條第二號及第四號ノ通話、加入電話相互間ノ通話、公衆電話ト加入電話トノ間ノ通話及至急呼出ハ電話取扱時間ニ拘ラズ之ヲ取扱フモノトス
- 第七十七條 加入電話ニ依ル通話又ハ呼出ニ付テハ加入者ニ非ザル者ガ之ヲ爲シタル場合ト雖モ當該加入者ニ於テ料金ノ支拂其ノ他ノ責ニ任ズルモノトス

電話規程 (通話及呼出)

三一

電話規程 (通話及呼出)

三二

第七十八條 通話ノ時間ハ每三分時ヲ以テ一通話時トス但シ三分時ニ滿タザル端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一通話時ト看做スモノトス

通話時ハ關係電話相互間通話ヲ爲シ得ル状態ニ置キタル時刻ヨリ之ヲ起算スルモノトス

第七十九條 通話ハ三通話時迄繼續スルコトヲ得ルモノトス但シ豫約通話又ハ定時通話ノ取扱上必要アルトキハ二通話時以下ニ止メ又通話ノ際他ニ請求ナキ場合ニ於テハ四通話時以上繼續セシムルコトアルモノトス

第八十條 前條但書ノ規定ニ依リ二通話時以下ニ止メタル通話ハ通話者ノ請求アルトキハ關係通話終了後直ニ之ヲ繼續セシムルモノトス

第八十一條 會社ハ通話輻輳ノ際同一ノ市外通話區域ニ於テ多數ノ通話ヲ請求スル者ニ對シ之ヲ制限スル事ヲ得ルモノトス

第八十二條 通話ノ順位ハ左ノ順序ニ依リ同一種類ノ通話ノ順位ハ其ノ請求ノ順序ニ依ルモノトス但シ軍事ニ關シ當該官憲相互間ニ於テ爲ス通話又ハ之ニ準ズル通話ニシテ會社ニ於テ緊急ヲ要スト認メタルモノハ之ヲ最先ニ取扱フコトアルモノトス

第一 豫約通話

第二 定時通話

第三 至急通話

第四 普通通話

定時通話ノ請求者第九十三條ノ規定ニ依ル消滅ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ同一ノ對話者ニ對シ請求ヲ爲シタル至急通話ハ該定時通話ノ請求受付時刻ヲ以テ其ノ受付時刻ト看做スモノトス

呼出ニ應ジタル被呼者ニ對スル通話ノ請求ハ呼出請求者ニ於テ通話ノ請求ヲ爲シタル時ニ於テ通話ノ順位ニ在ルモノト看做スモノトス

通話取扱ヲ開始セントスルニ方リ關係加入者他ト通話中ナルトキハ第八十四條ノ規定ニ依リ中斷スル場合ノ外其ノ通話ノ終了後之ヲ取扱フモノトス

第八十三條 長距離通話區域ニ於ケル通話ハ左ニ掲グルモノニ限り之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

一 第三十一條第一號ノ規定ニ依リ長距離ノ用ニ供スル電話相互間ニ於ケル通話

二 前號ノ電話ト通話局トノ間ニ於ケル通話

三 通話局相互間ニ於ケル通話

第八十四條 市外通話ノ取扱ヲ開始セントスルニ方リ關係加入者市内通話中ナルトキハ其ノ市内通話ノ接續ヲ中斷スルコトアルモノトス

通話ヲ爲シ得ル状態ニ在ル電話回線ヲ通話ヲ爲サザル儘放置セル爲電話交換上支障アリト認メタル

電話規程 (通話及呼出)

三三

電話規程 (通話及呼出)

三四

トキハ關係電話回線ノ接続ヲ中斷スルモノトス
第八十二條 第一項但書ノ規定ニ依ル通話ノ取扱ノ爲必要アルトキハ市外通話ト雖其ノ接続ヲ中斷スルコトアルモノトス

第八十五條 會社ハ必要アリト認ムルトキハ火災ノ場合ニ於テ消防機關ヲシテ加入者ノ使用中ニ非ザル加入回線ニ電話機ヲ接続シ消防上緊急ヲ要スル市内通話ヲ爲サシムルコトアルモノトス
加入者ハ前項ノ規定ニ依ル通話ヲ妨グルコトヲ得ザルモノトス

第八十六條 本章ノ規定ハ第七十三條及第七十七條ノ規定ヲ除クノ外加入電話相互間ノ市内通話ニ之ヲ適用セザルモノトス
本章ノ規定ハ市内専用電話ニ依ル通話ニ之ヲ適用セザルモノトス
加入者相互間ノ市内通話ハ當該局ノ指示スル所ニ依ルモノトス

第二節 普通通話及至急通話

第八十七條 加入者通話ノ取扱ヲ請求セントスルトキハ左ノ事項ヲ當該局ニ申出ブルモノトス

- 一 通話種別 普通通話ナルトキハ之ヲ要セズ
- 二 對話地名及對話者電話番号
- 三 請求者電話番号

加入者ニ非ザル者通話ノ取扱ヲ請求セントスルトキハ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外公衆電話所ニ於テハ前項ノ例ニ準ジ申出ヲ爲シ通話局ニ於テハ通話券ニ前項各號ニ準ズル事項ヲ記入シテ其ノ局所ニ差出スモノトス

第八十八條 通話ノ請求ニ關スル前條第一項ノ事項ハ請求後之ヲ變更スルコトヲ得ザルモノトス但シ普通通話ヲ至急通話ニ變更スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八十九條 通話ノ取扱ヲ請求ヲ取消セントスルトキハ其ノ請求ヲ爲シタル局所ニ申出ブルモノトス

第三節 定時通話

第九十條 定時通話ヲ爲サントスル者ハ通話時刻及通話時數ヲ指定シ第八十七條第一項ノ例ニ準ジ前日午後六時以後指定時刻二時間以前ニ之ヲ請求スルモノトス

當該局ハ定時通話ノ請求アリタル旨ヲ成ルベク速ニ對話者ニ通知スルモノトス

第九十一條 當該局ハ通話取扱上ノ都合ニ依リ定時通話ノ指定時刻ヲ十五分間以内ニ於テ繰上ゲ又ハ繰下グルコトアルモノトス

第九十二條 定時通話ノ通話時數ハ當該局ニ申出デ第九十條第一項ノ時間内ニ於テ之ヲ増加シ又ハ通話取扱開始ノ通告前ニ於テ之ヲ減ズルコトヲ得ルモノトス

第九十三條 定時通話ノ取扱ヲ開始セントスルニ方リ電話回線ノ故障ニ因リ第九十二條ノ時間内ニ通

電話規程 (通話及呼出)

三五

電話規程 (通話及呼出)

三六

話ヲ開始スルコト能ハザルトキハ其ノ請求ハ消滅スルモノトス第八十二條第四項ノ規定ニ依リ取扱
ヲ繰下ゲタル場合ニ於テ第九十一條ノ時間内ニ通話ヲ開始スルコトヲ得ザルトキ亦同ジ
前現ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ請求者ニ通知スルモノトス

第四節 豫約通話

第九十四條 新聞紙掲載事項又ハ取引所市場ニ公示スベキ取引所ノ取引相場其ノ他之ニ準ズル事項ヲ
通信スル目的ヲ以テ一年ヲ通ジ毎日二通話時以上加入電話相互間ニ於テ通話セントスルトキハ豫約
通話ノ取扱ヲ申込ムコトヲ得ルモノトス

第九十五條 會社ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ一定ノ期間通話時刻ヲ豫定シ得ルモノニ對シ前
條ノ規定ニ拘ラズ豫約通話ノ取扱ヲ爲スコトアルモノトス

第九十六條 豫約通話ヲ爲サントスル者ハ第三十一號書式ニ依ル書面ヲ當該局ニ差出し會社ノ承諾ヲ
受クルモノトス

豫約通話ヲ豫メ休止セントスルトキハ其ノ旨當該局ニ申出ヅルモノトス之ヲ變更セントスルトキ亦
同ジ

第九十七條 豫約通話ノ取扱ヲ承諾スルハ電話回線其ノ他ノ設備上支障ナキ場合ニ限ルモノトス
第九十八條 豫約通話ノ取扱ヲ承諾スルトキハ希望時數以下ニ於テ通話時數ヲ希望時間ノ三十分前後

ノ範圍内ニ於テ通話時間ヲ指定スルモノトス

第九十九條 豫約者豫約通話時數若ハ豫約通話時間ヲ變更セントスルトキハ第三十一號書式ノ書面ヲ
當該局ニ差出し會社ノ承諾ヲ受クルモノトス但シ普通豫約通話ノ通話時數ノ變更ハ豫約者ノ都合ニ
依リ月ノ中途ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ズ

豫約通話時數ノ變更ヲ爲サントスルトキハ前月ノ末日十日前迄ニ前項ノ規定ニ依ル書面ヲ差出スモ
ノトス

第一百條 豫約通話實施後ト雖モ會社ニ於テ電話回線其ノ他ノ設備關係上必要アルトキハ豫約通話ノ取
扱ヲ廢止シ又ハ豫約通話時數若ハ豫約通話時間ヲ變更スルコトアルモノトス此ノ場合ニ於テハ豫メ
豫約者ニ其ノ旨ヲ通知スルモノトス

第一百一條 豫約者ハ毎豫約通話時間ノ五分前ニ通話ノ準備ヲ爲シ當該局ヨリ信號アルトキハ直ニ之ニ
應答スルモノトス

豫約者前項ノ信號ニ應ゼザル場合ト雖モ通話時ノ起算點ハ之ヲ變更セザルモノトス
第一百二條 豫約者ハ豫約通話時間ヲ超エ通話スルコトヲ得ザルモノトス

第一百三條 豫約者ハ之ヲ變更スルコトヲ得ザルモノトス但シ豫約者ノ業務一切ヲ繼承スル場合ハ此ノ
在ラズ

電話規程 (通話及呼出)

三七

電話規程 (通話及呼出)

前項但書ノ規定ニ依リ豫約者ヲ變更セントスルトキハ第三十二號書式ニ依ル書面ヲ當該局ニ差出シ
會社ノ承諾ヲ受クルモノトス

第四百條 豫約者豫約通話ヲ廢止セントスルトキハ第三十三號書式ニ依ル書面ヲ當該局ニ差出スモノト
ス

普通豫約通話ニ付テハ月ノ末日迄ニ前項ノ書面ヲ差出サザルトキハ翌月ノ通話ヲ繼續スルモノト看
做スモノトス

豫約通話ハ一方ノ豫約者ノ請求ニ依リ之ヲ廢止スルコトヲ得ルモノトス

第五節 呼 出

第二百五條 通話局ニ呼出區域内ノ居住者ヲ呼出シ通話ヲ爲サントスルトキハ其ノ呼出ヲ請求スルコト
ヲ得ルモノトス

第二百六條 呼出ヲ分チテ普通呼出及至急呼出ノ二種トス

第二百七條 呼出請求者ハ呼出ニ附帶シテ被呼者ニ對スル左ノ指定事項ノ通知ヲ請求スルコトヲ得ルモ
ノトス其ノ取消又ハ變更ニ付亦同シ

- 一 必ず本人ニ限ル
- 二 代人ニテモ差支ナシ

三 即時出局ヲ待ツ

四 何時迄出局ヲ待ツ

第二百八條 普通呼出ニ先チ其ノ呼出ノ取扱ヲ受ケントスル者ハ至急呼出ノ請求ヲ爲スモノトス但シ其
ノ呼出ニ應ジタル被呼者トノ間ニ爲ス通話ハ至急通話ニ限ルモノトス

普通呼出ハ普通通話、至急呼出ハ至急通話ノ通話順位ニ準ジ之ヲ取扱フモノトス

第二百九條 加入者呼出ヲ請求スルトキハ左ノ事項ヲ所屬局ニ申出ヅルモノトス

- 一 呼出種類 普通呼出ナルトキハ之ヲ
要セザルモノトス
- 二 被呼者居所氏名 船ノ連絡ヲ要スル場所ニ在ル者ヲ船名ニ依リ呼
出サントスルトキハ其ノ旨ヲ附加スルモノトス
- 三 請求者ノ電話番号及氏名
- 四 指定事項

加入者ニ非ザル者呼出ヲ請求セントスルトキハ前項ノ例ニ準ジ呼出請求券ニ相當事項ヲ記入シ通話
局ニ差出スモノトス

第一百十條 呼出請求者ハ呼出請求後前條ノ例ニ準ジ左ノ事項ヲ其ノ呼出請求ヲ受付ケタル局所ニ請求
スルコトヲ得ルモノトス

- 一 呼出ノ取消

電話規程 (通話及呼出)

電話規程 (通話及呼出)

四〇

- 二 普通呼出ヲ至急呼出ニ變更
- 三 指定事項ノ加除又ハ訂正
- 四 呼出通知書ノ舛船配達

第百十一條 呼出ノ請求ニ對シテハ被呼者居所ヲ呼出區域トシテ受持ツ通話局ニ於テ呼出通知書ヲ被呼者ノ居所ニ配達スルモノトス但シ舛船ノ連絡ヲ要スル場合ニ於テ舛船配達ノ請求ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

居所不明其ノ他ノ事故ニ因リ呼出通知書ヲ被呼者ニ配達スルコト能ハザルトキハ其ノ旨ヲ呼出請求者ニ通知スルモノトス

第百十二條 第百十條第一號乃至第三號ノ請求ニ對シテハ前條第一項ノ局所ニ於テ其ノ旨ヲ被呼者ニ通知スルモノトス但シ呼出通知書ヲ配達ニ附スル以前ナルトキハ呼出取消ノ請求ニ對シテハ其ノ配達ヲ停止シ又指定事項ノ加除若ハ訂正ノ請求ニ對シテハ相當處理ノ上之ヲ配達スルモノトス

前項ニ依リ呼出通知書ノ配達ヲ停止シタルトキハ其ノ旨ヲ呼出請求者ニ通知スルモノトス

第百十三條 呼出通知書ノ配達ヲ受ケタル者ハ通知書發行ノ日ヨリ三日以内ニ呼出通知ヲ爲シタル通話局又ハ其ノ呼出區域内ニ在ル通話局ニ之ヲ提出シ呼出ニ應ズルコトヲ得ルモノトス

前項ニ依リ呼出通知書ノ提出アリタルトキハ其ノ旨ヲ呼出請求者ニ通知スルモノトス但シ當該呼出

請求ガ通話局ニ爲サレタルモノナル場合ニ於テ呼出請求者ガ其ノ通話局ヲ立去リタル後ハ此ノ限ニ在ラズ

第六章 料 金

第一節 通 則

第百十四條 電話ニ關スル料金左ノ如シ

(一) 加入電話料金

一 加入申込登記料		甲地	乙地	丙地	丁地	戊地
單獨加入及共同線加入	金二十圓	金二十圓	金二十圓	金十五圓	金十圓	金十圓
普通加入及城內加入	金十四圓	金十四圓	金七圓	金五圓	金五圓	
城內加入及城外加入	金十四圓	金十四圓	金七圓	金五圓	金五圓	
特別加入シテ電話線ヲ加入スル	金百圓	金百圓	金七十圓	金七十圓	金五十圓	

電話規程 (料 金)

四一

電話規程 (料 金)

四 額料使電
月用話

		加單 入獨
經話區特入區入區普 過線域別=城及域通 セ路ヲ加シ外加内加 ザガ電入テ加入加入	モ經話區特入區入區特 ノ過線域別=城及域別 セ路ヲ加シ外加内加 ルガ電入テ加入加入	ル經過 モセ メザ
金六圓 五七 錢十	金十二圓	
金六	金十一圓	
圓金五圓 五二 錢十	圓金十	
金四圓 五 錢十	圓金九	
金三圓 五 錢十	圓金八	

電話規程 (料 金)

二 架電
設料話

三 架特
設料別

話區特入區入區普 線域別=城及域通 路ヲ加シ外加内加 ガ電入テ加入加入	迄百ノ加 メ電入 ト話區 ル線域 路外	ル路域特加加域特 モガヲ別入入内別 ノ經電加=區加加 過話入シ域入入 セ線區テ外及區	ザ路ガ ルモ經 ノ過 セ
金九圓	金三十圓	金百五十圓	
金八圓	金三十圓	金百五十圓	
金七圓	金三十圓	金百十圓	
金六圓	金三十圓	金百十圓	
金五圓	金三十圓	金八十圓	

電話規程 (料 金)

共同加入		特別加入		及外加入		入域加入		入域加入		特別加入	
ルモノ	加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入
金	九	圓	八	圓	二	圓	七	圓	五	圓	十
錢	五	錢	五	錢	十	錢	五	錢	十	錢	五
金	六	圓	四	圓	七	圓	五	圓	十	圓	五
錢	五	錢	五	錢	五	錢	五	錢	五	錢	五
金	六	圓	四	圓	七	圓	五	圓	十	圓	五
錢	五	錢	五	錢	五	錢	五	錢	五	錢	五
金	六	圓	四	圓	七	圓	五	圓	十	圓	五
錢	五	錢	五	錢	五	錢	五	錢	五	錢	五

五 附加使用料

(會社ニ於テ特別ノ事由アリト認ムル電話ニ付テハ本料金ヲ減額スルコトアルモノトス)

- 一 加入區域外加入 月額 加入區域外ノ電話線路百メートル迄毎ニ 金 四十五錢
- 一 長距離通話用電話機 一箇毎ニ月額 金 八十五錢
- 一 卓上電話機 一箇毎ニ月額 (甲號) 金 一圓七十錢 (乙號) 金 八十五錢
- 一 増設機械 受話器 一箇毎ニ月額 (筒形又ハ時計形) 金 三十錢

電話規程 (料 金)

電話規程 (料 金)

電話 鈴

一箇毎二月額

金 三十錢

四六

甲種

加入者ニ於テ維持ヲ爲ス場所額
維持ヲ爲サザル場合一箇毎二月額

同一邸宅又ハ構内ニ施設スルモノ
前記ノ場所ニ準ズル地域ニ施設スルモノ及他人ノ使用ニ供スルモノ

普	卓	普	卓
上	上	上	上
甲	甲	甲	甲
乙	乙	乙	乙
通	通	通	通
金二圓四十錢	金三圓四十錢	金三圓四十錢	金三圓六十錢
金三圓四十錢	金四圓四十錢	金四圓二十錢	金三圓六十錢
金三圓二十錢	金四圓二十錢	金四圓二十錢	
金三圓二十錢	金四圓二十錢	金四圓二十錢	
金三圓二十錢	金四圓二十錢	金四圓二十錢	

(特殊ノ裝置ヲ爲ストキハ本料金ヲ特定スルコトアルモノトス)

乙種

本電話機ト通話シ得ザルモノ一箇毎二月額
本電話機ト通話スルモノ同一ノ邸宅又ハ構内ニ施設

普	卓	普	卓
上	上	上	上
甲	甲	甲	甲
乙	乙	乙	乙
通	通	通	通
金二圓四十錢	金三圓四十錢	金三圓四十錢	金三圓四十錢
金二圓四十錢	金三圓四十錢	金三圓四十錢	金三圓四十錢
金二圓四十錢	金三圓四十錢	金三圓四十錢	金三圓四十錢

話シ得ルモノ一箇毎二月額
前記ノ場所ニ準ズル地域ニ施設スルモノ及他人ノ使用ニ供スルモノ

卓	卓	卓	卓
上	上	上	上
甲	甲	甲	甲
乙	乙	乙	乙
通	通	通	通
金三圓四十錢	金三圓四十錢	金三圓四十錢	金三圓四十錢
金三圓四十錢	金三圓四十錢	金三圓四十錢	金三圓四十錢
金三圓四十錢	金三圓四十錢	金三圓四十錢	金三圓四十錢

一

一 專用通信施設接続
一 市内専用電話機接続

一箇毎二月額
一箇毎二月額

金一圓七十錢
金一圓二十五錢

二

他人名義掲載一加入毎

甲	乙	丙	丁	戊
地	地	地	地	地
金十圓	金八圓	金六圓	金四圓	金四圓

六 電話番號簿掲載料年額

増設電話機又ハ接続電話機ノ設置場所掲載一箇所毎	重複掲載一箇所毎	用者名義掲載一名義毎	増設電話機使用一加入毎
金一圓	金三圓	金六圓	金十圓
金一圓	金二圓	金五圓	金八圓
金一圓	金一圓五十錢	金四圓	金六圓
金五十錢	金一圓	金三圓	金四圓
金五十錢	金一圓	金三圓	金四圓

電話規程 (料 金)

四七

電話規程 (料 金)

四八

七 機械移轉料

電話機ノ同一邸宅若ハ構内ノ移轉又ハ一時撤去

一箇毎ニ

金 六 圓

電話機ノ他
ノ邸宅又ハ
他ノ構内ヘ
ノ移轉一箇
毎ニ

1	普通加入區 城相互間	甲 地	乙 地	丙 地	丁 地	戊 地	地
		金 三 十 圓	金 二 十 五 圓	金 二 十 五 圓	金 二 十 圓	金 二 十 圓	金 二 十 圓
2	特別加入區 城又ハ加入 區域外ヨリ 普通加入區 城ヘ	金 三 十 圓	金 二 十 五 圓	金 二 十 五 圓	金 二 十 圓	金 二 十 圓	
3	普通加入區 城ヨリ特別 加入區域ヘ	金 百 三 十 圓	金 百 十 圓	金 百 十 圓	金 九 十 圓	金 九 十 圓	
4	特別加入區 城相互間	金 五 十 圓	金 四 十 圓	金 四 十 圓	金 三 十 圓	金 三 十 圓	

(普通加入區域ヨリ加入區域外ヘ電話機ヲ移轉スルトキハ其ノ線路ガ特別加入區域ヲ經過セザ
ルトキハ「1」ノ額ヲ、經過スルトキハ「3」ノ額ヲ支拂ヒ又特別加入區域ヨリ加入區域外ヘ若
ハ加入區域外ヨリ特別加入區域ヘ電話機ヲ移轉スルトキハ「4」ノ額ヲ支拂フモノトス)

増設電話機ノ移轉又ハ一時撤去

一箇毎ニ

金 六 圓

増設電鈴ノ移轉又ハ一時撤去

一箇毎ニ

金 三 圓

附屬物品ノミノ移轉又ハ一時撤去

金 三 圓

附屬交換機及其ノ附屬物品ノ移轉又ハ一時撤去

實 費

八 電話機種類變更料

一箇毎ニ

金 三 圓

(同一ノ邸宅又ハ構内ニ於ケル電話機ノ相互變更ハ一箇毎ニ金一圓五十錢)

九 名義書換料

甲 地	乙 地	丙 地	丁 地	戊 地	地
金 七 圓	金 七 圓	金 五 圓	金 三 圓	金 三 圓	金 三 圓

十 電話番號相互變更料

(同一加入者ノ電話相互間一件毎ニ
前記ニ該當セザルモノ一件毎ニ

金 十 圓
金 二十 圓

前項土地ノ種別ハ別ニ之ヲ公告スルモノトス
電話使用料ハ本章ノ規定ニ拘ラズ加入者ノ使用度數ニ依リ之ヲ計算スルコトアルモノトス其ノ施行
地、料金計算方法等ハ別ニ之ヲ公告スルモノトス
會社ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ同一加入區域内ニ於テ五十箇以上ノ電話加入ヲ有スル者ニ

電話規程 (料 金)

四九

電話規程 (料 金)

對シ電話使用料ヲ低減スルコトアルモノトス
 加入區域外電話線路ノ距離ハ當該局ノ加入區域ノ極端ヨリ電話機設置場所側ニ於ケル引込電柱ニ至
 ル迄ノ實際ノ線路距離ニ依リ計算スルモノトス

(二) 市内専用電話料金

一 機械設備料

電話機	普通		卓上	
	普通	卓上	普通	卓上
電話機	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ
金	七十五	九十五	六十五	九十五
圓	〇	〇	〇	〇
増設電話機	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ
金	九十五	八十五	八十	九十
圓	〇	〇	〇	〇
増設受話器	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ
金	十八	十八	十八	十八
圓	〇	〇	〇	〇
増設電鈴	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ
金	十二	十二	十二	十二
圓	〇	〇	〇	〇
交換機又ハ轉換器	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ
實	費	費	費	費

(專用申込者又ハ専用者ニ於テ所要物件ヲ無償提供スルトキハ本料金ヲ減額スルコトアルモノトス)

電話機	同一邸宅若ハ構内ニ於ケル		他ノ邸宅又ハ構内ヘノ移轉	
	移轉又ハ一時撤去	他ノ邸宅又ハ構内ヘノ移轉	移轉又ハ一時撤去	他ノ邸宅又ハ構内ヘノ移轉
電話機	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ
金	八	十	四	十
圓	〇	〇	〇	〇
増設電鈴	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ
實	費	費	費	費
交換機又ハ轉換器	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ
金	四	四	四	四
圓	〇	〇	〇	〇
附屬物品 (電話機、交換機若ハ轉換器ノ移轉)	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ
金	三十	三十	二十	二十
圓	〇	〇	〇	〇
普通電話機ヲ甲號卓上電話機ニ變更	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ
金	三十	三十	二十	二十
圓	〇	〇	〇	〇
普通電話機ヲ乙號卓上電話機ニ變更	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ
金	二十	二十	十	十
圓	〇	〇	〇	〇
乙號卓上電話機ヲ甲號卓上電話機ニ變更	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ
金	十	十	四	四
圓	〇	〇	〇	〇
甲號卓上電話機ヲ乙號卓上電話機ニ變更	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ
金	四	四	二	二
圓	〇	〇	〇	〇
甲號若ハ乙號ノ卓上電話機ヲ普通電話機ニ變更	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ
金	四	四	二	二
圓	〇	〇	〇	〇
増設受話器ノ變更	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ
金	二	二	二	二
圓	〇	〇	〇	〇
交換機又ハ轉換器ノ變更	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ	一箇毎ニ
實	費	費	費	費

電話規程 (料 金)

電話規程 (料 金)

五二

二 回線設備料

一回線百メートル迄毎ニ
一回線百メートル迄毎ニ

金 三十二圓
金 二十圓

三 機械維持料

電話機
普 通
卓 上
甲 乙 號

一箇毎ニ月額
一箇毎ニ月額
一箇毎ニ月額

金 二圓
金 三四圓
金 一圓七十錢

増設電話機

普 通
卓 上
甲 乙 號

一箇毎ニ月額
一箇毎ニ月額

金 三圓三十五錢
金 二圓五十錢

増設受話器

筒形又ハ時計形
戴 頭

一箇毎ニ月額
一箇毎ニ月額

金 三十錢
金 六十錢

増設電鈴

一箇毎ニ月額

金 二十五錢

交換機

一箇毎ニ月額

金 四圓二十錢
(接續五回線ヲ超ユルトキハ
一回線毎ニ金四十錢ヲ加フ)

轉換器

一箇毎ニ月額

金 二十圓

四 回線維持料

一回線百メートル迄毎ニ月額

金 七十五錢

五 専用電話名義書換料

(會社ニ於テ特別ノ事由アリト認ムル電話ニ付テハ本料金ヲ減額スルコトアルモノトス)
同一邸宅又ハ構内ニ止マル回線ハ二回線以上アルトキト雖モ回線設備料及回線維持料ノ計算ニ關シ
テハ之ヲ一回線ト看做スモノトス
回線設備料及回線維持料ヲ課スベキ回線距離ハ極端柱又ハ之ニ相當スルモノヲ起終點トシ實際ノ電
話線路ノ距離ニヨリ計算スルモノトス

(三) 通話及呼出ニ關スル料金

市 内

一通話時ノ通話料

金 五錢

一回ノ呼出料

金 五錢

市 外

至急通話料

普通通話料ノ二倍

定時通話料

普通通話料ノ五倍

電話規程 (料 金)

五三

電話規程 (料 金)

五四

普通豫約通話料

普通通話料ノ三十倍 (月額)

短期豫約通話料

普通通話料ノ三倍

通話取消料

當該通話一通話時料金額ノ五分ノ二

船舶配達料

金八十錢 (大連港内ニ限り金一圓五十錢) 配達實費之ヲ超ユルトキハ其ノ實費額ニ依ルモノトス

至急呼出料

普通呼出料ノ二倍

市外通話區域ノ普通通話料及普通呼出料ハ別ニ之ヲ公告スルモノトス

第百十五條 電話ニ關スル料金ニ錢位未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツルモノトス

第百十六條 會社ハ加入申込者、加入者、専用申込者又ハ専用者ニ對シ電話ニ關スル料金ノ支拂ノ擔保トシテ保證金ノ提供ヲ求ムルコトアルモノトス

前項ノ保證金ハ當該ノ加入申込者、加入者、専用申込者又ハ専用者ノ負擔スベキ電話ニ關スル料金ノ六箇月分相當額以下ニ於テ會社之ヲ定ムルモノトス

加入者又ハ専用者ガ電話ニ關スル料金ヲ支拂ハザル場合ニ於テ第一項ノ保證金ヲ以テ之ニ充テ尙足ラザルトキハ其ノ不足額ノ支拂ヲ求ムルモノトス

保證金ノ提供ヲ拒ミタルトキハ會社ハ當該ノ加入申込者、加入者、専用申込者又ハ専用者ノ電話ニ關スル申込又ハ請求ニ應ゼザルコトアルモノトス

第百十七條 加入者又ハ専用者電話料金未拂ノ儘所在不明トナリタルトキハ會社ハ當該電話加入權ヲ讓渡スルコトヲ得ルモノトス
前項ノ規定ニ依リ電話加入權ヲ讓渡シタル場合ニ於テ其ノ讓渡金中ヨリ未拂ノ電話料金及讓渡費用ヲ控除シテ殘額アルトキハ前項ノ加入者又ハ専用者ノ請求ニ依リ之ニ計算書ヲ附シテ支拂フモノトス

第二節 料金收受

第一款 加入電話料金

第百十八條 加入申込者ハ申込ノ際加入申込登記料ヲ支拂フモノトス但シ單獨加入ト共同線加入ト相互變更ノ場合ハ新ニ加入申込登記料ヲ要セザルモノトス

第百十九條 單獨加入ノ申込者其ノ申込ヲ受理セラレタルトキハ會社ノ指定スル期日迄ニ電話架設料ヲ支拂フモノトス但シ第二十五條第四號ノ規定ニ依リ申込ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百二十條 第十一條第二項ノ規定ニ依リ加入申込ヲ繼續スル者又ハ第二十九條第一號ノ指定ヲ受ケタル加入申込者若ハ加入者ハ特別架設料ヲ會社ノ指定スル期日迄ニ支拂フモノトス

第百二十一條 加入者ハ電話使用料ヲ支拂フモノトス
左ノ各號ノ一ニ該當スル加入者ハ附加使用料ヲ支拂フモノトス

電話規程 (料 金)

五五

- 一 加入區域外ニ在ルモノ但シ第二十九條第四號ノ指定ヲ受ケタルモノヲ除ク
 - 二 加入電話ヲ長距離通話ノ用ニ供スルモノ
 - 三 卓上電話機ヲ設置スルモノ
 - 四 機械増設ヲ爲シアルモノ
 - 五 第三十六條ノ規定ニ依ル電話機接續ヲ爲スモノ
- 第二百二十二條 電話使用料及附加使用料ハ毎月分ヲ其ノ前月末日迄ニ之ヲ支拂フモノトス但シ電話開通ノ月ノ分ハ會社ノ指定スル期日迄ニ之ヲ支拂フモノトス
- 前項ノ料金ハ一年分以内ヲ取纏メ前拂スルコトヲ得ルモノトス此ノ場合ニ於テハ別ニ定ムル所ニ依リ割引ヲ爲スコトアルモノトス
- 第二百二十三條 電話ノ開通ガ月ノ初日ニ非ザルトキハ其ノ月ノ分ノ電話使用料及附加使用料ハ開通ノ日ヨリ起算シ月額ノ日割ヲ以テ計算スルモノトス加入後新ニ附加使用料ヲ納ムベキ事實生ジタルトキ亦同ジ
- 第二百二十四條 月ノ中途ニ於テ左ノ事實生ジタルトキハ其ノ月ノ分ノ當該料金ハ其ノ事實生ジタル日ヨリ起算シ月額ノ日割ヲ以テ計算シ超過額ハ請求ニ依リ之ヲ拂戻シ不足額ハ當該局ニ於テ期日ヲ指定シ之ガ支拂ヲ求ムルモノトス

- 一 電話使用料ニ異動ヲ生ジタルトキ
 - 二 加入區域外加入ノ附加使用料ニ異動ヲ生ジタルトキ
 - 三 前號以外ノ附加使用料が増加シタルトキ
 - 四 第三十九條ノ規定ノ適用ニ依リ附加使用料が減少シタルトキ
- 第二百二十五條 加入者第十六條ノ加入期間内ニ於テ加入ヨリ脱退シ若ハ除名セラレタルトキ又ハ第十六條ノ加入期間内ニ於テ第五十六條ノ規定ニ依リ加入ガ消滅シタルトキハ其ノ期間ニ對スル電話使用料ノ未拂額ヲ一時ニ支拂フモノトス
- 第二百二十六條 加入申込者又ハ加入者第四十九條ノ規定ニ依ル請求ヲ爲シタルトキハ電話番號簿掲載料ヲ支拂フモノトス
- 前項ノ料金ハ毎年分ヲ其ノ年ノ一月一日ヨリ三十一日迄ニ之ヲ支拂フモノトス但シ年ノ中途ニ於テ掲載ヲ爲サントスル場合ハ會社ノ指定スル期日迄ニ之ヲ支拂フモノトス
- 第二百二十七條 加入者第四十七條ノ規定ニ依ル請求ヲ爲ストキハ請求ノ際電話番號相互變更料ヲ支拂フモノトス
- 第二百二十八條 加入者第四十條又ハ第四十一條ノ規定ニ依ル請求ヲ爲ストキハ請求ノ際機械移轉料ヲ支拂フモノトス加入申込者當該ノ機械又ハ其ノ附屬物品ノ設備工事ニ著手ノ旨通知ヲ受ケタル後第

四十條又ハ第四十一條ノ規定ニ依ル請求ヲ爲ストキ亦同ジ
 加入者第四十條又ハ第四十一條ノ規定ニ依ル請求一時撤去ノニ對スル工事著手ノ通知ヲ受ケタル機
 當該ノ機械又ハ附屬物品ノ設置場所ノ移轉ヲ請求スルトキハ更ニ機械移轉料ヲ支拂フモノトス
 第二百二十九條 加入者火災、水害其ノ他ノ災害ニ因リ普通加入區域内ニ於ケル假ノ場所ニ移轉シタル
 機械及其ノ附屬物品ヲ從前ノ設置場所ヘ復舊セントスルトキハ其ノ工事ヲ無料トス
 加入者ガ火災、水害其ノ他ノ災害ニ因リ已ムヲ得ズシテ普通區域内ニ於ケル立退場所ニ機械及其ノ
 附屬物品ノ設置場所ヲ移轉セントスル場合ニ於テハ加入者ノ希望ニ依リ該移轉ヲ從前ノ設置場所ヘ
 復舊スルモノト看做シ其ノ工事ヲ無料トス
 第三十條 加入者第三十一條第六號ノ請求ヲ爲ストキハ請求ノ際電話機種變更料ヲ支拂フノモト
 ス
 第三十一條 第五十一條ノ規定ニ依リ加入申込者又ハ加入者其ノ名義ヲ變更セントスルトキハ請求
 ノ際名義書換料ヲ支拂フモノトス
 第二款 市内専用電話料金
 第三十二條 専用電話ノ申込者其ノ開通決定ノ通知ヲ受ケタルトキハ會社ノ指示スル期日迄ニ機械
 設備料及回線設備料ヲ支拂フモノトス

第三十三條 専用者機械ノ増設若ハ種類變更ヲ爲サントスルトキ又ハ機械若ハ附屬物品ノ移轉若ハ
 一時撤去ヲ爲サントスルトキハ會社ノ指定スル期日迄ニ機械設備料ヲ支拂フモノトス
 第三十四條 専用者機械ノ移轉ニ伴ヒ電話回線ノ新設ヲ要スルトキハ會社ノ指定スル期日迄ニ回線
 設備料ヲ支拂フモノトス
 前項ニ依リ支拂ハルベキ回線設備料ハ移轉ノ爲新設ヲ要スル部分ノ距離ニ依リ之ヲ計算スルモノト
 ス但シ新設部分ノ距離ガ不用部分ノ距離ヲ超ユルトキハ其ノ超過距離ニ對スル回線設備料ハ創設ノ
 率ニ依ルモノトス單ニ電話回線ヲ延長スル場合亦同ジ
 第三十五條 専用者ハ機械維持料及回線維持料ヲ支拂フモノトス
 第三十二條乃至第二百二十四條及第二百二十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用スルモノトス
 第三十六條 専用者其ノ名義ヲ他人ニ變更セントスルトキハ其ノ請求ノ際専用電話名義書換料ヲ支
 拂フモノトス

第三款 通話及呼出ニ關スル料金

第三十七條 普通通話、至急通話及定時通話ノ料金ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ支拂フモノトス
 一 通話局ニ於テ通話セントスル者ハ通話前ニ一通話時ノ料金ヲ支拂ヒ其ノ通話ガ二通話時以上ニ
 亘リタルトキハ通話ヲ終リタル後其ノ不足分ヲ支拂フモノトス

電話規程 (料 金)

六〇

二 公衆電話ニ依リ通話セントスル者ハ當該局ノ指示スル所ニ從ヒ支拂フモノトス
三 加入電話ニ依ル通話ノ料金ハ當該加入者一箇月分ヲ取纏メ翌月二十日迄ニ之ヲ支拂フモノトス
第三百三十八條 豫約通話ノ料金ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ支拂フモノトス但シ加入者ニ非ザル者ノ支拂フベキ料金ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

一 普通豫約通話料ハ毎月分ヲ其ノ前月ノ末日迄ニ之ヲ支拂フモノトス但シ通話取扱ノ開始ガ月ノ初日ニ非ザルトキハ其ノ月ノ分ノ該料金ハ通話取扱ノ日ヨリ起算シ月額ノ日割ヲ以テ會社ノ指定スル期日迄ニ之ヲ支拂フモノトス

二 短期豫約通話料ハ會社ノ指定スル期日迄ニ之ヲ支拂フモノトス

第三百三十九條 普通呼出料及至急呼出料ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ支拂フモノトス

一 通話局ニ於テ呼出ヲ爲サントスル者ハ其ノ請求ノ際支拂フモノトス

二 加入電話ニ依ル呼出ノ料金ハ當該加入者一箇月分ヲ取纏メ翌月二十日迄ニ之ヲ支拂フモノトス

第三百四十條 艇船ニ依ル呼出ヲ請求スル者ハ前條ノ例ニ準シ船配運料ヲ支拂フモノトス

第三百四十一條 呼出ノ取消又ハ指定事項ノ加除若ハ訂正ヲ請求スル者ハ第三百三十九條ノ例ニ準ジ當該呼出料相當額ノ料金ヲ支拂フモノトス但シ關係通話局ニ對シ呼出又ハ其ノ指定事項ノ通知前ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三百四十二條 通話請求者ハ市外通話公衆電話ニ依ル通話請求ヲ除クニ關シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ通話取消料ヲ支拂フモノトス但シ第一號乃至第三號ノ場合ニ於テ通話請求後長距離通話區域ノ通話ニ在リテ

ハ普通通話ハ三時間、至急通話ハ二時間、短距離通話區域ノ通話ニ在リテハ普通通話ハ一時間、至急通話ハ三十分間ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 第八十九條ノ規定ニ依リ通話ノ請求ヲ取消シタルトキ

二 通話取扱開始ノ通告ニ關シ關係者ノ一方ガ通話ノ要ナキ旨又ハ不在其ノ他ノ事由ニ因リ通話ヲ爲サザル旨申出デタルトキ

三 通話取扱開始ヲ通告スル爲喚呼スルモ關係者ノ一方ガ應答セザルトキ但シ關係電話回線ノ故障ニ因ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

四 定時通話ノ請求者通話ノ要ナキ旨ヲ申出デタルトキ

五 第九十二條ノ規定ニ依リ定時通話ノ通話時數ヲ減少シタルトキ

普通通話ヲ至急通話ニ變更シタル場合至急通話ニ變更ノ時ヨリ計算シ前項但書ニ於テ至急通話ニ付規定スル時間ヲ經過セザルトキト雖モ普通通話請求ノ時ヨリ計算シ前項但書ニ於テ普通通話ニ付規定スル時間ヲ經過シタルトキハ前項但書ニ該當スルモノト看做スモノトス

第三百四十三條 第三百三十九條ノ規定ハ通話取消料ニ之ヲ準用スルモノトス

電話規程 (料 金)

六一

第四百十四條 加入者加入ヨリ脱退シ若ハ除名セラレタル場合又ハ其ノ加入ガ消滅シタル場合ニ於テ
通話及呼出ニ關スル料金ニ未納ノモノアルトキハ其ノ未納額ヲ直ニ支拂フモノトス

第四百十五條 月ノ中途ニ於テ第百條ノ規定ニ依リ普通豫約通話ノ取扱ヲ廢止シ又ハ其ノ豫約通話時
數ヲ變更シタルトキハ其ノ月ノ分ノ當該豫約通話料ハ月額ノ日割ヲ以テ計算シ超過額ハ豫約者ノ料金
責任者ノ請求ニ依リ之ヲ拂戻シ不足額ハ期日ヲ定メ豫約者ノ料金納付責任者ニ限ルニ之ガ支拂ヲ求ムルモノトス

第四百十六條 豫約者豫約通話ヲ廢止シ若ハ第百六十三條ノ規定ニ依リ豫約通話ノ取扱ヲ廢止セラレ
タル場合又ハ豫約者ノ一方ガ加入ヲ脱退シ若ハ除名セラレタル場合ニ於テ普通豫約通話開始後一年
ニ滿タザルトキハ豫約者其ノ不足期間ニ對スル普通豫約通話料一時ニ支拂フモノトス此ノ場合ニ
於テ其ノ不足期間中一箇月ニ滿タザルモノアルトキハ其ノ期間ニ對スル普通豫約通話料ハ月額ノ日
割ニ依リ又普通豫約通話開始後豫約通話料ニ異動アリタルトキハ第百四十九條ニ該當スル場合ノ外
豫約通話消滅當時ノ豫定月額ニ依リ之ヲ計算スルモノトス

第四百十七條 左ニ掲グル通話及會社ニ於テ特ニ指定スル通話ノ取扱ハ之ヲ無料トス
一 通話障礙ノ事故ニ關シ通話局又ハ公衆電話所ニ於テ電話取扱局ニ對シテ爲ス市内通話
二 火災其ノ他危急ノ際電話ノ線路又ハ機械ノ保護ニ關シ通話局又ハ公衆電話所ニ於テ電話取扱局
ニ對シテ爲ス市内通話

三 火災其ノ他危急ノ際人命又ハ重要ナル財産ノ保護ニ關シ通話局又ハ公衆電話所ニ於テ別ニ公告
スル警備又ハ消防ノ機關ノ電話ニ對シテ爲ス通話料請求ノ際當該局ニ對シ危急通
話ナル旨告知シタルモノニ限ル

第三節 料金ノ免除及拂戻
第四百十八條 左ノ場合ニ於テハ當該料金ハ月額ノ日割ヲ以テ之ヲ免除スルモノトス
一 第十九條ノ規定ニ依リ共同線加入ノ通話取扱ヲ休止シタル場合ニ於ケル其ノ休止中ノ電話使用
料及附加使用料
二 第五十七條ノ規定ニ依リ連接加入ガ消滅シタル場合ニ於ケル其ノ消滅ノ翌日以後ノ電話使用料
及附加使用料
三 第十一條ノ規定ニ依リ第十六條ノ加入期間内ニ加入ガ消滅シタル場合ニ於ケル其ノ消滅ノ日以
後ノ電話使用料

四 加入者又ハ使用者ノ責ニ歸スベキ事由ニ因ルニ非ズシテ加入電話又ハ専用電話ノ不通十五日以
上ニ亘リタル場合ニ於ケル其ノ不通期間ニ係ル電話使用料、附加使用料、機械維持料又ハ回線維
持料但シ加入者又ハ専用者ガ復舊工事ノ延期ヲ請求シタル場合ハ其ノ日數ヲ控除スルモノトス
五、第六十九條ノ規定ニ依リ専用電話ノ使用ヲ停止シタル場合ニ於ケル停止期間中ノ機械維持料及
回線維持料

- 六 第六十九條ノ規定ニ依リ月ノ中途ニ於テ専用電話ヲ廢止シタル場合ニ於ケル其ノ廢止ノ日以後ノ機械維持料及回線維持料
- 七 電話不通其ノ他豫約者ノ故意又ハ過失ニ因ラズシテ電話不通ナルコト繼續一通话時以上ニ及ビタル場合ニ於ケル其ノ通话時數ニ相當スル豫約通话料
- 前項第四號ノ不通信間ハ當該局ノ認定スル所ニ依ルモノトス
- 第四百十九條 左ノ料金ハ之ヲ免除又ハ減額セズ
 - 一 加入者加入ヨリ脱退シ若ハ除名セラレタル場合又ハ第五十六條ノ規定ニ依リ加入ガ消滅シタル場合ニ於ケル加入期間内ノ電話使用料及其ノ年ノ電話番號簿掲載料
 - 二 年ノ中途ニ於テ第四十九條ノ掲載ヲ廢止シタル場合ニ於ケル其ノ年ノ分ノ電話番號簿掲載料
 - 三 専用者専用電話ノ全部若ハ一部ヲ廢止シ又ハ専用電話ノ廢止若ハ其ノ使用ノ停止ヲ受ケタル場合ニ於ケル其ノ月ノ分ノ機械維持料及回線維持料但シ前條第一項第五號及第六號ニ該當スルモノヲ除ク
 - 四 加入者又ハ専用者第二十八條第二項又ハ第六十三條第二項ノ規定ニ依リ物件ノ無償提供ヲ爲ス場合ニ於ケル電話使用料、附加使用料、機械維持料及回線維持料
 - 五 第四百十九條又ハ第六十二條ノ規定ニ依ル停止期間内ノ電話使用料、附加使用料、機械維持料、回線維持料及普通豫約通话料

- 六 月ノ中途ニ於テ附加使用料ノ減少又ハ消滅スベキ事實ノ生ジタル場合ニ於ケル其ノ月ノ分ノ附加使用料但シ加入ヨリ脱退シ若ハ除名セラレタルトキ又ハ第五十六條ノ規定ニ依リ加入ガ消滅シタルトキ以外ノ場合ニ於ケル加入區域外ノ附加使用料ハ此ノ限ニ在ラズ
- 七 機械一時撤去中ノ電話使用料、附加使用料、機械維持料及回線維持料
- 八 月ノ中途ニ於テ豫約者豫約通话ヲ廢止シ若ハ第六十三條ノ規定ニ依リ豫約通话ノ取扱ヲ廢止セラレ又ハ豫約者ノ一方ガ加入ヨリ脱退シ若ハ第五十六條ノ規定ニ依リ加入ヲ消滅セシメラレタル場合ニ於ケル其ノ月ノ分ノ普通豫約通话料 第五百條ノ規定ニ依リ適用ニ依リ
- 九 第九十九條ノ規定ニ依リ豫約通话時數ノ減少ヲ承諾シタル場合ニ於ケル豫約通话開始後一年以内ノ普通豫約通话料
- 十 第九十六條第二項ノ規定ニ依リ豫約通话ヲ休止シタル場合ノ普通豫約通话料又ハ短期豫約通话料

第五百十條 電話ニ關スル料金ハ支拂人ノ請求ニ依リ左ニ掲グルモノニ限り之ヲ拂戻スモノトス

一 會社ノ過失ニ依リ收受シタル料金

二 第四百十八條ノ規定ニ依リ免除スベキ料金

- 三 第二百二十四條、第三百三十五條第二項及第四百五條ノ場合ニ於テ超過シタル料金
- 四 第十一條又ハ第五十七條ノ規定ニ依リ加入申込ガ消滅シタル場合又ハ加入申込後二年ヲ經過シ加入申込ヲ取消シタル場合ニ於ケル加入申込登記料
- 五 第五十一條又ハ第六十六條ノ場合ニ於テ會社ニ於テ名義變更ヲ承諾セザリシ場合ニ於ケル名義書換料又ハ専用電話名義書換料
- 六 第四十九條ノ規定ニ依ル請求ヲ掲載手續著手前ニ取消シタル場合ニ於ケル初年ノ電話番號簿掲載料
- 七 工事著手前ニ取消シタル場合ニ於ケル移轉料
- 八 電話架設料、特別架設料、機械設備料又ハ回線設備料ヲ支拂フベキ事實ガ工事著手前ニ於テ消滅シタル場合ニ於ケル是等ノ料金
- 九 會社ノ過失ニヨリ呼出通知書ヲ被呼者ニ配達セザリシ場合ニ於ケル呼出料
- 十 船舶配達ヲ爲サザリシ場合ニ於ケル船舶配達料

- 前項第二號第六號及第八號乃至第十號ノ料金ニシテ未拂ノモノハ其ノ支拂ヲ要セザルモノトス
- 第二百五十一條 料金ノ拂戻ヲ受ケントスル者ハ之ヲ拂込ミタル電話取扱局ニ請求スルモノトス
- 第二百五十二條 會社ガ收受シタル電話ニ關スル料金又ハ費用ニ對スル拂戻請求權ハ其ノ料金又ハ費用ヲ收受シタル日ヨリ起算シ一年ヲ經過シタルトキハ消滅スルモノトス但シ第二百五十條第一項第四號ノ場合ハ消滅又ハ取消ノ日ヨリ之ヲ起算スルモノトス

第七章 雜 則

- 第一百五十三條 加入電話ハ報酬ヲ受ケテ之ヲ他人ノ用ニ供スルコトヲ得ザルモノトス
- 第一百五十四條 加入者又ハ専用者ハ當該局ノ指示スル所ニ從ヒ加入電話又ハ専用電話ノ機械ヲ取扱フモノトス
- 第一百五十五條 加入者又ハ専用者ハ其ノ邸宅又ハ構内ニ在ル電話線、電話機其ノ他ノ物件ヲ取外シ若ハ移轉シ又ハ其ノ裝置ヲ變更シ若ハ分解スルコトヲ後ザルモノトス但シ水火其ノ他ノ災害ニ際シ保護ノ目的ニ出ヅル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 加入者又ハ専用者ハ其ノ邸宅又ハ構内ニ在ル電話線、電話機其ノ他ノ物件ニ他ノ線條、機械ヲ連結スル等ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ザルモノトス
- 第一百五十六條 加入者又ハ専用者ノ用ニ供スル爲其ノ邸宅又ハ構内ニ施設スル會社ノ電話機其ノ他ノ物件ハ加入者又ハ専用者其ノ保管ノ責ニ任ズルモノトス
- 第一百五十七條 會社ハ從事員ヲ派遣シテ加入者若ハ専用者ノ邸宅若ハ構内ニ在ル電話線、電話機其ノ

他ノ物件ヲ點檢セシメ又ハ電話取扱ニ關スル指示ヲ爲サシムルコトヲ得ルモノトス
此ノ場合ニ於テハ會社ハ其ノ従事員タルコトヲ證明スベキ證票ヲ携帯セシムルモノトス

第五十八條 加入者又ハ專用者電話線條、電話機其ノ他ノ物件ヲ亡失毀損シタルトキ又ハ第五十五條ノ規定ニ違反セル所爲ニ因リ復舊工事ヲ要スルニ至リタルトキハ其ノ補充又ハ修繕ニ要スル費用又ハ物件ハ加入者又ハ專用者之ヲ負擔スルモノトス但シ加入者又ハ專用者其ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ因リタルコトヲ證明シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十九條 加入者電話ニ關スル料金又ハ前條ノ補修費ヲ指定ノ期日迄ニ支拂ハザルトキハ其ノ滯納期間當該電話ノ使用ヲ停止シ又ハ加入ヨリ除名スルコトアルモノトス

第六十條 加入者第二十條ノ規定ニ依リ加入増加ヲ通告シタル日ヨリ三十日以内ニ加入申込ノ手續ヲ爲サザルトキハ加入ヨリ除名スルコトアルモノトス

第六十一條 前二條ノ規定ニ依リ加入ヨリ除名セラレタル者ハ其ノ除名ノ日ヨリ一年ヲ經過スルニ非ザレバ再び同一加入區域内ニ於テ加入ノ申込ヲ爲スコトヲ得ザルモノトス

第六十二條 加入者第五十三條乃至第五十五條ノ規定ニ違反シ、第五十七條ノ規定ニ依ル點檢ヲ拒ミ、

檢ヲ拒ミ又ハ同條ノ指示ニ從ハザルトキハ六箇月以内當該電話ノ使用ヲ停止シ又ハ加入ヨリ除名スルコトアルモノトス

專用者第五十三條乃至第五十五條ノ規定ニ違反シ、第五十七條ノ規定ニ依ル點檢ヲ拒ミ、第六十五條若ハ第五十七條ノ規定ニ依ル指示ニ從ハズ又ハ其ノ專用電話ヲ他人ノ用ニ供シタルトキハ六箇月以内當該電話ノ使用ヲ停止シ又ハ當該電話ヲ廢止スルコトアルモノトス

第六十三條 豫約通話ヲ其ノ目的以外ニ利用スト認メタルトキハ豫約通話ノ取扱ヲ廢止スルコトアルモノトス

第六十四條 本規程ハ電話局ニ之ヲ常備シ電話使用者其ノ他公衆ノ閱覽ニ供スルモノトス

附 則

第六十五條 本規程ハ昭和八年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第六十六條 大正十二年關東廳令第十七號ニ依リ當該加入電話機設置場所ト同一ノ邸宅又ハ構内ニ準ズル地域ト認メラレタル場所ニ於テ官廳用電話機、私設電話機又ハ市内専用電話機ヲ加入回線ニ接続スルコトノ認可ヲ受ケ本規定施行ノ際現ニ其ノ接続ヲ爲スモノハ當分ノ内仍其ノ接続ヲ繼續シ得ルモノトス但シ本規程施行後當該加入電話機設置場所ト同一ノ邸宅又ハ構内ニ非ザル場所ニ官廳用其ノ他ノ電話機ヲ移轉スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

電話規程 (附則、附録様式)

七〇

前項ノ規定ニ依リ繼續スル電話機接續ノ料金ハ當分ノ内仍從前ノ率ニ依ルモノトス

第一號書式甲

單獨加入申込書

電話規程ニ依リ(何)局電話交換ニ單獨加入致度左記事項ヲ具シ申込候

記

- 一 機械設置場所
- 二 職業
- 三 電話番号簿ニ掲載スベキ希望ノ稱呼

住所

年月日

何

某印

滿洲電信電話株式會社御中

注意

- 一 區域外加入ノ申込ナルトキハ之ヲ必要トスル事由ヲ附記スルコト
- 二 法人ニ非ザル團體ノ加入申込ナルトキハ團體ノ組織及代表者ヲ知ルニ足ルベキ書類ヲ添附ス

ルコト

第一號書式乙

共同線加入申込書

電話規程ニ依リ(何)局電話交換ニ共同線加入致度左記事項ヲ具シ申込候

記

- 一 機械設置場所
- 二 職業
- 三 電話番号簿ニ掲載スベキ希望ノ稱呼
- 四 相手方

住所

年月日

何

某印

滿洲電信電話株式會社御中

注意

- 一 區域外加入ノ申込ナルトキハ之ヲ必要トスル事由ヲ附記スルコト
- 二 法人ニ非ザル團體ノ加入申込ナルトキハ團體ノ組織及代表者ヲ知ルニ足ルベキ書類ヲ添附ス

電話規程 (附録様式)

七一

電話規程 (附錄様式)

ルコト

三 相手方ノ欄ハ相手方ヲ定メ申込ム場合ニ限り記入スルコト相手方ヲ定メ申込ム場合ニ於テ其ノ相手方ガ既設加入者ナルトキハ其ノ電話番号ヲ、既設加入者ニ非ザルトキハ其ノ電話機ヲ設置スベキ場所ヲ記入スルコト

第一號書式丙

連接加入申込書

電話規程ニ依リ(何)局電話交換ニ連接加入致度左記事項ヲ具シ申込候

記

- 一 本加入電話番号
- 二 本加入者ト連接加入申込者トノ關係
- 三 連接加入機械設置場所
- 四 職業
- 五 電話番号簿ニ掲載スベキ希望ノ稱呼

年 月 日

住 所

連接加入申込者 何

某 印

滿洲電信電話株式會社 御中

右連接加入ノ件ハ拙者ニ於テ異存無之候

年 月 日

住 所

本加入者 何

某 印

注 意

- 一 區域外加入ノ申込ナルトキハ之ヲ必要トスル事由ヲ附記スルコト
- 二 法人ニ非ザル團體ノ加入申込ナルトキハ團體ノ組織及代表者ヲ知ルニ足ルベキ書類ヲ添附スルコト

第二號書式

電話加入種類變更申込書

(加入申込登記順番)

(電話 番 號)

(何)局第(何)番

機械設置場所

右(何)加入ヲ(何)加入ニ變更相成度申込候

電話規程 (附錄様式)

電話規程 (附錄様式)

七四

年 月 日 住 所 何

某印

滿洲電信電話株式會社 御中

注 意

單獨加入ヲ共同線加入ニ變更スル場合ニ於テ相手方ヲ定メ申込ムモノナルトキハ第一號書式乙
「注意」三ニ準ジ附記ヲ爲スコト

第三號書式甲

長距離通話供用請求書

(加入申込登記順番) (何)局第(何)番

(電話 番 號)

右電話ニ依ル長距離通話ノ取扱相成度及請求候 住 所 何

某印

滿洲電信電話株式會社 御中

第三號書式乙

長距離通話 (供用請求取消)書
(取扱廢止請求)書

(加入申込登記順番) (何)局第(何)番

(電 話 番 號)

右電話ニ依ル長距離通話(供用請求ヲ取消)(取扱ヲ廢止相成度及請求)候 住 所 何

某印

年 月 日

滿洲電信電話株式會社 御中

第四號書式甲

卓上電話機設置請求書

(加入申込登記順番)

(電 話 番 號)

(何)局第(何)番

機械設置場所

右電話ニ卓上電話機(何)號ヲ設置相成度及請求候

電話規程 (附錄様式)

七五

電話規程 (附錄樣式)

七六

年 月 日 住 所 何

第四號書式乙

卓上電話機變更請求書

某印

(加入申込登記順番)

(何)局第(何)番

(電話 番 號)

右電話ニ使用(ノ)可致(ノ)卓上電話機(何)號ヲ(何)號ニ變更相成度及請求候

住 所 何

某印

年 月 日

滿洲電信電話株式會社 御中

第四號書式丙

卓上電話機設置請求取消書

(加入申込登記順番)

(何)局第(何)番

(電話 番 號)

機械設置場所

右電話ニ對スル卓上電話機設置請求ヲ取消候

住 所 何

某印

年 月 日

滿洲電信電話株式會社 御中

第五號書式

機械増設請求書

(加入申込登記順番)

(何)局第(何)番

(電話 番 號)

機械設置場所

右電話ニ(電鈴)(受話器)(何)箇増設相成度及請求候

住 所 何

七七

電話規程 (附錄樣式)

電話規程 (附錄様式)

年 月 日

何

七八
某印

滿洲電信電話株式會社 御中

注意

- 一 本書式ハ電鈴又ハ受話器ノ増設ノ場合之ニ依ルモノトス
- 二 受話器増設ハ筒形、時計形、戴頭形ノ區別ヲ箇數ニ冠記スルコト

第六號書式甲

電話機甲種増設請求書

左記ニ依リ電話機甲種増設相成度及請求候

記

- 一 關係加入申込登記順番又ハ電話番號
- 二 電話機及附屬物品ノ設置場所
- 三 電話機及附屬物品ノ種類並ニ箇數
- 四 邸宅若ハ構内ニ準ズル地域ニ於テ使用セントスルトキ又ハ他人ニ使用セシメントスルトキハ其ノ事由
- 五 増設電話機交換取扱見込數

六 加入回線通話見込數

七 工事設計

八 機械仕様

九 機械維持方法

十 取扱方法

十一 工事擔當者

十二 交換取扱者

十三 増設電話機ヲ設置場所居住者ノ使用ニ供セントスルトキハ其ノ設置場所及電話番號

年 月 日

住 所

何

某印

滿洲電信電話株式會社 御中

注意

- 一 第一號乃至第三號、第七號及第八號ノ事項ハ別ニ圖面ヲ以テ表示スルコト
- 二 第二號中ニハ電話機設置場所ノ番地家屋内ニ於ケル電話機、交換機等ノ設置箇所ヲ表示 (何番何掛等ノ名稱ヲ以テ設置箇所ヲ示シ) スルコト
- 三 得ルモノハ其ノ名稱ヲ記載スルコト

電話規程 (附錄様式)

電話規程 (附録様式)

- 三 第五號ニハ一日中ノ最繁時通話見込數ヲ記載スルコト
- 四 第六號ニハ一日中ノ是繁時發著通話見込數ヲ記載スルコト
- 五 第七號乃至第十一號ハ加入申込者又ハ加入者ニ於テ増設電話機ノ設備及維持ヲ爲ス場合ニ限り記載スルコト
- 六 第七號ニハ電話機、交換機、線條其ノ他附屬物品ノ種類、箇數、裝置方法等ヲ記載スルコト
- 七 第八號ニハ電話機、交換機其ノ他附屬物品ノ構造及作用ノ説明ヲ記載スルコト但シ會社ニ於テ使用スルモノト同一種類ノモノヲ使用スル場合ニ於テハ本號ノ記載ヲ要セザルモノトス
- 八 第十一號ニハ加入者ニ於テ設備及維持スル場合ニ於テ其ノ工事ヲ擔當スル者及直接工事ニ従事スル者ノ住所、氏名、年齢、該工事ニ必要ナル智識及技能ヲ説明シ得ベキ履歴並ニ増設申込者トノ關係ヲ記載スルコト但シ履歴ハ既ニ當該局ニ提出済ノ場合ニ限り其ノ旨ヲ表示シテ之ヲ省略シ得ルモノトス
- 九 第十二號ニハ交換取扱者ノ住所、氏名、年齢、電話交換ニ關スル智識及技能ヲ説明シ得ベキ履歴並ニ交換取扱以外ノ事務分擔ノ有無及其ノ程度ヲ記載スルコト但シ増設工事完了迄ニ別ニ届出ヲ爲シ得ルモノトス但シ履歴ハ既ニ當該局ニ提出済ノ場合ニ限り其ノ旨ヲ表示シテ之ヲ省略シ得ルモノトス

第六號書式乙

機械増設請求書

(加入申込登記順番)

(何)局第(何)番

(電 話 番 號)

機械設置場所

右電話ニ(本電話機ト通話シ得ザル)何(電話機) (本電話機ト通話シ得ル)何(電話機) (第何番及第

何)番加入回線ニ共通スル(何)電話機) (何)箇増設相成度及請求候

住 所

年 月 日

何

某 印

滿洲電信電話株式會社 御中

注 意

- 一 本書式ハ電話機ノ乙種増設ノ場合之ニ依ルモノトス
- 二 同一ノ邸宅又ハ構内ニ準ズル地域ニ電話機ヲ増設セントスルモノナルトキハ其ノ旨及其ノ必要ナル事由ヲ附記シ且施設地域ヲ説明スル圖面ヲ添附スルコト

電話規程 (附録様式)

電話規程 (附錄様式)

第七號書式甲

電話機種類變更請求書

電話番號 (何)局第(何)番

機械設置場所

現在電話機種類

右電話機種類ヲ(何)電話機ニ變更相成度及請求候

住 所

年 月 日

何

某 印

滿洲電信電話株式會社 御中

注 意

本書式ハ本電話機ノ種類變更ノ場合之ニ依ルモノトス

第七號書式乙

増設機械種類變更請求書

電 話 番 號 (何)局第(何)番

機械設置場所

現在機械種類

右電話ニ増設セル前記機械種類ヲ(何々)ニ變更相成度及請求候

住 所

年 月 日

何

某 印

滿洲電信電話株式會社 御中

注 意

本書式ハ増設セル電話機、受話器及電鈴ノ種類變更ノ場合之ニ依ルモノトス

第八號書式

増設機械(設置請求取消)書

撤去請求書

(加入申込登記順番)

(何)局第(何)番

(電 話 番 號)

増設機械種別

機械設置場所

前記増設機械(設置請求ヲ取消)(ヲ撤去相成度及請求)候

電話規程 (附錄様式)

電話規程 (附錄樣式)

八四

年 月 日
滿洲電信電話株式會社 御中

住 所

何

某印

第九號書式甲

(發) (著) 信通話專用取扱請求書

電 話 番 號 (何) 局第(何)番

機 械 設 置 場 所

右電話ニ對シ左ノ理由ニ依リ爾今(發) (著) 信通話專用ノ取扱相成度及請求候

記

(何) (々)

住 所

何

某印

年 月 日

滿洲電信電話株式會社 御中

第九號書式乙

(發) (著) 信通話專用取扱(變) (廢) 止 請求書

電 話 番 號 (何) 局第(何)番

機 械 設 置 場 所

右電話ニ對スル(發) (著) 信通話專用ノ取扱ハ都合ニ依リ爾今(何々ニ變更)(廢止)相成度及請求候

住 所

何

某印

年 月 日

滿洲電信電話株式會社 御中

第十號書式

増設電話機他人供用申込書

電 話 番 號 (何) 局第(何)番

本電話機設置場所

供用電話機ノ種類及箇數

供用電話機設置場所

右増設電話機ヲ(何某)ノ使用ニ供シ度ニ付御承諾相成度申込候

電話規程 (附錄樣式)

八五

電話規程 (附錄様式)

八六

追テ本件御承諾後ト雖モ右電話使用ニ關スル一切ノ責務ハ拙者ニ於テ引受可申候

年 月 日

住 所

何

某 印

滿洲電信電話株式會社 御中

第十一號書式

(專用通信施設)(市内専用電話機)接續申込書

(加入申込登記順番)

(何)局第(何)番

(電話 番 號)

機械設置場所

右電話ニ對シ拙者施設ノ電話機ヲ左記ニ依リ接續相成度別紙關係書類相添ヘ申込候

記

- 一 電話機及附屬物品ノ設置場所
- 二 電話機及附屬物品ノ種類並ニ箇數
- 三 接續電話ニ依ル見込通話數

- 四 加入回線通話見込數
- 五 工事設計
- 六 機械仕様
- 七 機械類維持方法
- 八 取扱方法
- 九 工事擔當者
- 十 交換取扱者

住 所

何

某 印

滿洲電信電話株式會社 御中

注 意

- 一 第一號、第三號乃至第六號、第九號及第十號ノ事項ハ第六號書式甲ニ準ズルコト
- 二 第三號、第四號及第十號ノ事項ハ甲種増設ニ準ズル装置ヲ爲ス場合ニ限リ記載スルコト
- 三 第十號ノ事項ハ接續スベキ電話ノ工事完了迄ニ別ニ届出ヲ爲シ得ルコト
- 四 第一號、第二號、第五號及第六號ノ事項ハ別ニ圖面ヲ以テ表示スルコト

電話規程 (附錄様式)

八七

電話規程 (附錄様式)

五 第九號及第十號ノ履歴ハ既ニ當該局ニ提出濟ノ場合ニ限リ其ノ旨ヲ表示シテ之ヲ省略シ得ル
三コト

第十二號書式

(專用通信施設)(市内専用電話機)接續變更申込書

電話番號 (何)局第(何)番

機械設置場所

右電話ニ對スル拙者施設ノ電話機ノ接續ヲ左ノ通變更相成度申込候

記

(何々々)

住所

何

某印

年 月 日

滿洲電信電話株式會社 御中

注意

變更事項ハ第十一號書式ノ左記ニ準ジ必要事項ヲ列記スルコト

第十三號書式

(專用通信施設)(市内専用電話機)接續廢止請求書

電話番號 (何)局第(何)番

機械設置場所

右電話ニ對スル拙者施設ノ電話機ノ接續ヲ廢止相成度及請求候

住所

年 月 日

滿洲電信電話株式會社 御中

某印

第十四號書式甲

電話機構外移轉(申込書)

電話番號 (何)局第(何)番

本電話機(卓上)

(増設)機械電話機(何)箇

現在機械設置場所

電話規程 (附錄様式)

電話規程 (附錄樣式)

九〇

移轉先設置場所

右ノ通移轉相成度(申込)候

住 所 何

某 印

年 月 日
滿洲電信電話株式會社 御中

注 意

- 一 現在ノ機械設置場所ガ空家トナル場合ハ其ノ旨附記スルコト
- 二 普通加入區域内ヨリ加入區域外ニ移轉セントスルモノナルトキハ之ヲ必要トスル事由ヲ附記スルコト
- 三 加入區域内相互間ノ移轉ナルトキハ請求書ノ形式トシ區域外相互間又ハ區域内ヨリ區域外ヘノ移轉ナルトキハ申込書ノ形式トスルコト

第十四號書式乙

電話機(邸宅内)(構内)移轉請求書

電 話 番 號 (何)局第(何)番

現在機械設置場所

右電話ヲ現在設置ノ同一(邸宅内)(構内)ニ於テ移轉相成度及請求候

住 所 何

某 印

年 月 日
滿洲電信電話株式會社 御中

第十四號書式丙

附屬物品移轉請求書

電 話 番 號 (何)局第(何)番

現在電話機設置場所

右電話機ニ附屬スル(何々)ヲ移轉相成度及請求候

住 所 何

某 印

年 月 日
滿洲電信電話株式會社 御中

注 意

本書式ハ内部引込線、轉換器、電鈴、増設電鈴、受話器等ノ移轉ノ場合之ニ依ルモノトス

第十四號書式丁

電話規程 (附錄樣式)

九一

電話規程 (附録様式)

電話機一時撤去請求書

電話 番 號 (何)局第(何)番

機 械 設 置 場 所

右電話ニ屬スル(何々)電話機ヲ(何々)ノ爲一時撤去相成度及請求候

住 所 何

某 印

年 月 日

滿洲電信電話株式會社 御中

注 意

機械設置場所が空定トナル場合ハ其ノ旨附記スルコト

第十五號書式

代表電話番號設定申込書

電 話 番 號 (何)局第(何)番

機 械 設 置 場 所

左記理由ニ依リ必要有之ニ付右電話ニ代表番號設定相成度申込候

記

(何々々)

住 所

某 印

年 月 日

滿洲電信電話株式會社 御中

第十六號書式

代表電話番號(變更)申込書

代表電話番號 (何)局第(何)番

加人回線數

機 械 設 置 場 所

右電話ハ左記理由ニ依リ代表電話番號ヲ(第「何」番ニ變更)相成度申込候

記

(何々々)

住 所

某 印

年 月 日

電話規程 (附録様式)

九三

電話規程 (附錄樣式)

滿洲電信電話株式會社 御中

九四

第十七號書式

電話特定申込書

代表電話番號 (何)局第(何)番

機械設置場所

右第(何)番ニ依リ代表セラルル電話ノ内第(何)番ヲ(何々)用ノ爲特定相成度申込候

住 所

何

某印

年 月 日

滿洲電信電話株式會社 御中

第十八號書式

特定電話(變)更(廢)止)申込書

代表電話番號 (何)局第(何)番

特定電話番號

機械設置場所

右特定電話番號ハ(何々)ノ爲(第「何」番ニ變更)(廢止)相成度申込候

住 所

何

某印

年 月 日

滿洲電信電話株式會社 御中

第十九號書式

電話番號相互變更請求書

電話 番 號 (何)局第(何)番

右電話機設置場所

電話 番 號 (何)局第(何)番

右電話機設置場所

前記電話番號ヲ相互變更相成度及請求候

住 所

何

某印

年 月 日

滿洲電信電話株式會社 御中

電話規程 (附錄樣式)

九五

電話規程 (附錄樣式)

九六

注意

加入者ヲ異ニスル電話番號ヲ變更スルモノナルトキハ當事者連署スルコト

第二十號書式甲

電話番號簿他人名義掲載請求書

(加入申込登記順番)

(電話番號)

(何)局第(何)番

電話機設置場所

右電話ニ對スル拙者名義ニ代ヘ左ノ通電話機設置場所居住者ノ名義ヲ電話番號簿ニ掲載相成度及請求候

附記

掲載スベキ 機械設置場所 職業 掲載箇所 事由
稱呼氏名 (何々々) (何々々) (何々々) (何)ノ部 (何々)

年 月 日 住 所 何

某印

滿洲電信電話株式會社 御中

第二十號書式乙

電話番號簿重複掲載請求書

(加入申込登記順番)

(電話番號)

(何)局第(何)番

右電話ニ對スル拙者名義ヲ左ノ通電話番號簿ニ重複掲載相成度及請求候

附記

掲載スベキ稱呼氏名 機械設置場所 職業 掲載箇所
一 (何々々) (何々々) (何々々) (何)ノ部
一 (何々々) (何々々) (何々々) (何)ノ部

年 月 日 住 所 何

某印

滿洲電信電話株式會社 御中

第二十號書式丙

電話規程 (附錄樣式)

九七

電話規程 (附錄様式)

電話番號簿他人名義重複掲載請求書

九八

(加入申込登記順番)

(何)局第(何)番

(電話番號)

電話機設置場所

右電話ニ對スル拙者名義ニ代ヘ電話機設置場所居住者ノ名義ヲ左ノ通電話番號簿ニ重複掲載相成度及請求候

記

掲載スベキ 機械設 職 業 掲載箇所 事由
稱呼氏名 置場所

一 (何々) (何々) (何々) (何々) (何々) (何々)

一 (何々) (何々) (何々) (何々) (何々) (何々)

住所

何

某印

年 月 日

滿洲電信電話株式會社 御中

第二十號書式丁

増設電話機(設置場所)(使用者名義)掲載請求書

(加入申込登記順番)

(何)局第(何)番

(電話番號)

右電話ニ對スル増設電話機(設置場所)ヲ左ノ通電話番號簿ニ掲載相成度及請求候

第二十號書式

(何)

年 月 日

住

所

何

某印

滿洲電信電話株式會社 御中

注意

使用者名義ノ掲載ニ在リテハ増設電話番號及機械設置場所ヲ附記スルコト

第二十號書式戊

(専用通信施設)(市内専用電話機)設置場所掲載請求書

電話規程 (附錄様式)

九九

電話規程 (附錄様式)

100

(加入申込登記順番)

(何)局第(何)番

(電話番 番 號)

右電話回線ニ接続ノ御承諾ヲ得タル拙者施設ノ電話機ノ設置場所ヲ左記ノ通電話番號簿ニ掲載相成度及請求候

記

(何)々

住

所

何

印 某

年 月 日

滿洲電信電話株式會社 御中

第二十一號書式甲

電話番號簿掲載變更請求書

(加入申込登記順番)

(何)局第(何)番

(電話番 番 號)

右電話ニ關スル(拙者名義重複)(他人名義)(設置場所居住者名義重複)(増設電話機設置場所)(増

設電話機使用者名義)(接続電話機設置場所)掲載ヲ左ノ通變更相成度及請求候

記

稱呼及氏名

機械設置場所

職

業

掲載箇所

現掲載(何)々

(何)々

(何)々

(何)ノ部

新掲載(何)々

(何)々

(何)々

(何)ノ部

住

所

何

某 印

年 月 日

滿洲電信電話株式會社 御中

注 意

本書式ハ一般ノ番號簿掲載ノ變更ニモ使用スルモノトス此ノ場合ニ在リテハ本文括弧内ヲ「番號簿面」ト記載スルコト

第二十一號書式乙

電話番號簿掲載(請求取消)書
廢止請求

電話規程 (附錄様式)

101

電話規程 (附錄様式)

1011

(加入申込登記順番)

(電話 番 號)

(何)局第(何)番

番號簿掲載面

(何)ノ部

機械設置場所

右電話ニ對スル(拙者名義重複)(他人名義)(設置場所居住者名義重複)(増設電話機設置場所)(増設電話機使用者名義)(接續電話機設置場所)掲載(ノ請求ヲ取消)(ヲ何年何月何日限り廢止相成度及請求)候

年 月 日

住 所

何

某 印

滿洲電信電話株式會社 御中

第二十二號書式

電話加入名義變更申込書

電話 番 號 (何)局第(何)番

右電話加入名義ヲ(何某)ニ變更相成度御承諾ノ上ハ新名義人ニ於テ舊名義人ニ屬スル權利義務ヲ一

切繼承シ電話規程ニ遵ヒ加入者タルノ責務ヲ引受可申仍テ新舊名義人連署ヲ以テ申込候

年 月 日

住 所

舊名義人 何

某 印

住 所

新名義人 何

某 印

番號簿ニ掲載スベキ稱呼

業

某 印

滿洲電信電話株式會社 御中

注 意

番號簿ニ掲載スベキ稱呼及職業ハ新名義人ノモノヲ記載スルコト

第二十三號書式

加入(申込)繼承請求書

電話規程 (附錄様式)

1011

電話規程 (附録様式)

二〇四

(加入申込登記順番)

(電話 話 番 號)

右 (電話加入者) (加入申込者) 「何某」 (何々) 致候ニ付拙者ニ於テ (加入) 加入申込ヲ繼承致度ニ付御承諾相成度別紙何々證明書相添へ及請求候

滿洲電信電話株式會社 御中

注 意

繼承人が繼承シ得べき地位ヲ有スル者ナルコトヲ證明スル戸籍抄本其ノ他ノ書類ヲ添附スルコト

第二十四號書式

加入 (申込取消) 書
(脱退通知)

(加入申込登記順番)

(電話 話 番 號)

(何) 局第 (何) 番

右 (電話加入) (電話加入申込) ヲ (何年何月何日限リ脱退可致) (取消) 候

年 月 日

住 所

何

某 印

滿洲電信電話株式會社 御中

第二十五號書式

市内専用電話使用申込書

左記ニ依リ市内専用電話ヲ使用致度電話回線圖相添へ申込候

記

一 専用ヲ必要トスル理由

二 電話機及交換機ノ設置場所、箇數、種類並ニ附帶ノ設備

電話機及交換機ノ設置場所	機 械 箇 數 及 種 別	備	考
	電 話 機 交 換 機 附 屬 物 品		

電話規程 (附録様式)

一〇五

電話規程 (附錄様式)

一〇六

滿洲電信電話株式會社 御中

注 意

二名以上共同シテ使用セントスルトキハ關係者連署シ且ツ代表者ヲ定ムルコト

第二十六號書式

市内専用電話使用事由變更申込書

回線番號第(何)番

機械設置場所

右電話使用ノ事由ヲ(何)年(何)月(何)日ヨリ左記ノ通變更致度候條御承諾相成度申込候

第二十五號書記

(何)年(何)月(何)日

住 所 何

年 月 日

滿洲電信電話株式會社 御中

住 所

何

某 印

第二十七號書式甲

市内専用電話機械設置場所變更請求書

回線番號第(何)番

移轉スベキ機械ノ種類及現在設置場所

移轉先設置場所

右ノ通市内専用電話ノ設置場所ヲ變更相成度別紙圖面相添へ及請求候

住 所

何

年 月 日

某 印

滿洲電信電話株式會社 御中

注 意

新舊設置場所及線路經過地ヲ表示シタル圖面ヲ添附スルコト

第二十七號書式乙

市内専用電話 (機械種類) (附帶設備) 變更請求書 (機械箇數)

電話規程 (附錄様式)

一〇七

電話規程 (附錄様式)

一〇八

回線番號 第(何)番

機械設置場所

右専用電話ノ内(何)町(何)番地ニ設置ノ(電話機ヲ何々電話機)(附帶設備ヲ何々)(電話機何々何箇ヲ何箇)ニ變更相成度及請求候

年 月 日

住 所

何

某印

滿洲電信電話株式會社 御中

第二十八號書式甲

市内専用電話名義變更申込書

回線番號 第(何)番

機械設置場所

右市内専用電話ハ左記事由アルニ付(何某)ニ名義變更相成度御承諾ノ上ハ新名義人ニ於テ舊名義人ニ屬スル權利義務ヲ一切繼承シ電話規程ニ遵ヒ専用者タルノ責務ヲ引受可申仍テ新舊名義人連署ヲ以テ申込候

記

(何々)年 月 日

住 所

舊名義人 何

某印

住 所

新名義人 何

某印

滿洲電信電話株式會社 御中

第二十九號書式

市内専用電話繼承請求書

回線番號 第(何)番

機械設置場所

右市内専用電話ハ専用者「何某」「何々」致候ニ付摺者ニ於テ之ヲ繼承使用致度ニ付御承諾相成度別紙(何々)相添へ及請求候

年 月 日

住 所

何

某印

電話規程 (附錄様式)

一〇九

電話規程 (附錄様式)

滿洲電信電話株式會社 御中

注意

繼承人が繼承シ得ベキ地位ヲ有スル者ナルコトヲ證明スル戸籍抄本其ノ他ノ書類ヲ添付スルコト

第三十號書式

市内専用電話使用廢止通知書

回線番號第(何)番

右市内専用電話ノ使用ヲ(何)年(何)月(何)日限り廢止可致候條及御通知候

年 月 日

住 所

何

某印

滿洲電信電話株式會社 御中

第三十一號書式

豫約通話(申込)(變更申込)書

一 豫約通話ノ目的

二 豫約通話區域

三 豫約希望通話期間

四 豫約通話ニ使用スル各電話番號

五 豫約希望通話時數

六 豫約希望通話時間

七 料金納付ノ責任者

右ニ依リ豫約通話(取扱)(變更)相成度申込候

年 月 日

住 所

何

某印

住 所

何

某印

滿洲電信電話株式會社 御中

注意

一 第三號ハ短期豫約通話ノ場合ニ限り記載スルコト

二 第七號ニハ氏名ノミ記載シ若シ雙方ノ申込者ガ同一名義人ナルトキハ之ニ地名ヲ冠記スル

電話規程 (附錄様式)

110/11

電話規程 (附錄様式)

110ノ3

- 三 豫約通話時間ノ變更ノ請求ノ場合ハ第六號中ニ現在豫約通話時間ヲ、上部ニ變更豫約通話時間ヲ下部ニ記載スルコト
- 四 申込者法人ナルトキハ申込者ノ左傍ニ其ノ代表者ノ住所氏名ヲ記載スルコト

第三十二號書式

豫約者名義變更申込書

- 一 豫約通話區域
 - 二 豫約通話時數
 - 三 豫約通話時間
 - 四 豫約通話ニ使用スル各電話番號
 - 五 名義變更後ノ料金納付責任者
- 右豫約通話ハ之ニ關スル舊名義人ノ業務ヲ新名義人ニ於テ繼承シタルニ付(何某)名義ニ變更相成度御承諾ノ上ハ新名義人ニ於テ舊名義人ニ屬スル權利義務一切ヲ繼承シ電話規程ニ遵ヒ豫約者タルノ責務ヲ引受可申仍テ新舊名義人連署ヲ以テ申込候

年 月 日

住 所	住 所
舊名義人 何	新名義人 何
某 印	某 印

滿洲電信電話株式會社 御中

注 意

舊名義人ノ電話相互間ノ豫約通話ニ關スルモノニ非ザルトキハ相手方ニ於テ左例ニ倣ヒ附記ノ上記名調印スルコトヲ要スルモノトス

右豫約通話名義書換ノ件拙者ニ於テ異存無之候

年 月 日

住 所 何 某 印

第三十三號書式

豫約通話廢止通知書

一 豫約通話區域

電話規程 (附錄様式)

110ノ4

電話規程 (附錄様式)

1110ノ五

- 二 豫約通話時數
 - 三 豫約通話ニ使用スル各電話番號
- 右豫約通話ヲ (何) 年 (何) 月 (何) 日 限り 廢止 可致 候條 及 御通知 候

年 月 日

住 所

何

某 印

滿洲電信電話株式會社 御中

滿洲電信電話株式會社 御中

電話規程施行ニ關スル件

昭和八年(大同二年)九月一日

社 告 第 一 四 號

南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル電話交換局ニ
 接續スル通話局所及新民電話局ヲ除ク
 ノ電話業務ハ別ニ定ムル場合ヲ除クノ外當分ノ内電話規程ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依リ之ヲ取扱フ

滿洲電信電話株式會社 御中

社長 某某

副社長 某某

理事 某某

監事 某某

庶務 某某

電話課長 某某

電話課員 某某

◆ 電話規程施行ニ關スル件

昭和八年(大同二年)九月一日

社 告 第 一 四 號

滿洲國ノ行政權ノ下ニ在ル地域ニ於ケル本會社ノ電話取扱局 南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル電話交換局ニ
 接續スル通話局所及新民電話局ヲ除ク
 ノ電話業務ハ別ニ定ムル場合ヲ除クノ外當分ノ内電話規程ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依リ之ヲ取扱フ

電話規程施行ニ關スル件

一一一

電話ノ料金ニ關スル土地區別
 昭和八年(大同二年)九月一日
 社告第二〇號

◆ 電話ノ料金ニ關スル土地區別

- 一 甲 地 大連
- 一 乙 地 奉天、新京
- 一 丙 地 旅順、遼陽、撫順、鐵嶺、開原、安東
- 一 丁 地 鞍山、四平街、公主嶺、范家屯、本溪湖
- 一 戊 地 柳樹屯、金州、三十里堡、普蘭店、魏子窩、城子疔、瓦房店、松樹、熊岳城、大石橋、海城、蘇家屯、新民、新城子、新臺子、昌圖、雙廟子、郭家店

電話ノ料金ニ關スル土地區別

一	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸

◆ 赤峰、札蘭屯及滿洲里ニ於ケル電話ノ取扱ニ關スル件 昭和八年(大同二年)十二月一日 社告 第六五號

第一條 赤峰、札蘭屯及滿洲里ニ於ケル電話ノ取扱ニ關シテハ本規程ノ定ムル所ニ依ルモノトス

第二條 電話ニ關スル料金ト稱スハ滿洲國通貨ニ依リ之ガ支拂ヲ受クルモノトス

第三條 加入申込登記料及電話架設料左ノ如シ

- 一 加入申込登記料
 - 單獨加入及 滿洲國幣 三圓
 - 共同線加入 二圓
 - 連接加入 同

二 電話架設料 同 四十圓

前項ニ定ムルモノヲ除クノ外料金ハ電話規程ニ定ムル料金ヲ規準トシ別ニ定ムル方法ニ依リ滿洲國幣ヲ以テ之ヲ定ムルモノトス但シ土地ノ種別ニ依リ金額ヲ異ニスル場合ハ戊地ノ料金額ニ依ルモノトス

第四條 料金ニ分位未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツルモノトス

第五條 本規程ニ別段ノ規定ナキ事項ニ關シテハ電話規程ノ規定ニ依ルモノトス

附 則

赤峰、札蘭屯及滿洲里ニ於ケル電話ノ取扱ニ關スル件

赤峰、札蘭屯及滿洲里ニ於ケル電話ノ取扱ニ關スル件

本規程ハ昭和八年十二月一日ヨリ之ヲ實施スルモノトス
 第三條第二項ノ規定ニ依ル滿洲國幣ニ依ル料金ハ當分ノ内日本國貨幣一圓ハ滿洲國幣一圓ニ相當スル
 モノトシテ之ヲ定ムルモノトス

電話中繼順路左ノ通定ム
 本達ハ昭和八年(大同二年)九月一日ヨリ之ヲ施行ス
 中繼順路二途以上アル場合ハ中繼度數ノ少キモノニ依リ中繼度數同ジキトキハ互地間ノ回線距離短キ
 モノニ依ル
 中繼順路二途以上ヲ有シ其ノ中繼度數及互地間ノ回線距離同ジキモノ竝ニ前號ニ依ラザルモノノ中繼
 順路ヲ左ノ通指定ス

◆ 電話中繼順路 昭和八年(大同二年)九月一日 (改正年) 次省略

通話區域	中繼局	通話區域	中繼局
大連、公主嶺間	奉天、開原	旅順、公主嶺間	大連、奉天、開原
大連、遼陽間	奉天	三十里堡、公主嶺間	普蘭店、大連、奉天、開原
柳樹屯、熊岳城間	大連、大石橋	瓦房店、營口間	熊岳城、大石橋
普蘭店、公主嶺間	大連、奉天、開原	營口、遼陽間	奉天
大石橋、公主嶺間	奉天、開原	營口、公主嶺間	奉天、開原

電報中繼順路

電報中繼順路

海城奉天間	遼陽、奉天	海城鐵嶺間	遼陽、奉天
海城開原間	遼陽、奉天	海城四平街間	遼陽、奉天、開原
海城新京間	遼陽、奉天	海城公主嶺間	遼陽、奉天、開原
海城安東間	遼陽、奉天	遼陽公主嶺間	奉天、開原
蘇家屯公主嶺間	奉天、開原	撫順公主嶺間	奉天、開原
奉天公主嶺間	開原、新京	新民公主嶺間	奉天、開原
鐵嶺范家屯間	奉天、開原	昌圖范家屯間	奉天、開原
公主嶺本溪湖間	奉天、開原	公主嶺安東間	奉天、開原
海城撫順間	遼陽、奉天		

一一八

◆ 電話加入區域 昭和八年(大同二年)九月一日 (改正年) 次省略

電話加入區域左ノ通定メ昭和八年九月一日ヨリ之ヲ施行ス
前項ノ區域ハ工事施行上ノ都合ニ依リ當社ニ於テ之ヲ制限スルコトアルモノトス

- | | | | |
|----------|--------------------------------|--------|--|
| 大連中央電話局 | 大連市、老虎灘會ノ内老虎灘、轉山屯西山會ノ内西山屯 | 特別加入區域 | 老虎灘會ノ内老虎灘西山會ノ内臺山屯、黑礁屯、西山屯、馬欄屯、石家屯、柳屯、香爐屯、周水子會ノ内周水屯、郭家屯 |
| 旅順電報電話局 | 旅順市、方家屯會ノ内楊樹溝 | | |
| 柳樹屯電報電話局 | 柳樹屯 | | |
| 金州電報電話局 | 金州會ノ内金州城内東門外屯、南門外屯、新金州南山會ノ内南山屯 | | |
| 三十里堡電話局 | 三十里堡會ノ内山後屯、寶石山屯 | | |
| 普蘭店電報電話局 | 普蘭店、普蘭店會ノ内張家爐 | | |
| 魏子窩電報電話局 | 魏子窩 | | |

電話加入區域

一一九

電話加入區域

城子電報電話局 城子電報會ノ内城子電報

瓦房店電報電話局 瓦房店

松樹電報電話局 松樹

熊岳城電報電話局 熊岳城

大石橋電報電話局 大石橋

海城電報電話局 海城

鞍山電報電話局 鞍山

遼陽電報電話局 遼陽

蘇家屯電報電話局 蘇家屯

撫順電報電話局 撫順

奉天中央電報局 奉天

新民電話局 新民

新城子電話局 新城子

新寨子電報電話局 新寨子

鐵嶺電報電話局 鐵嶺

開原電報電話局	開原
昌圖電報電話局	昌圖
雙廟子電報電話局	雙廟子
四平街電報電話局	四平街
郭家店電報電話局	郭家店
公主嶺電報電話局	公主嶺
范家屯電報電話局	范家屯
新京中央電話局	新京
本溪湖電報電話局	本溪湖
安東電報電話局	安東
赤峰電報電話局	赤峰
札蘭屯電報電話局	札蘭屯
滿洲里電報電話局	滿洲里

電話加入區域

德興
 廣興
 廣和
 廣泰
 廣生
 廣利
 廣源
 廣成
 廣發
 廣盛
 廣隆
 廣順
 廣泰
 廣生
 廣利
 廣源
 廣成
 廣發
 廣盛
 廣隆
 廣順

◆ 電話呼出區域

昭和八年(大同二年)九月一日(改正年) 社告 第二二二號 (次省略)

電話呼出區域左ノ通定メ昭和八年(大同二年)九月一日ヨリ之ヲ施行ス

大連管理處管内

- 一 大連市内、大連港内
- 一 關東州老虎灘會ノ内老虎灘、轉山屯、老虎灘港内
- 一 關東州西山會香爐屯
- 一 關東州小平島會ノ内小平島屯
- 一 關東州海猫屯會甘井屯、椒房屯ノ内小椒樹房
- 一 旅順電報電話局電話加入區域、旅順港内
- 一 關東州水師營會ノ内水師營東北街、水師營東南街、水師營西南街、水師營西北街、周水子驛附近
- 一 柳樹屯電報電話局電話加入區域、柳樹屯港内
- 一 金州電報電話局電話加入區域、金州會、金州會、金州會、金州會
- 一 三十里堡驛附近

電話呼出區域

電話呼出區域

一二四

- 普蘭店電報電話局電話加入區域
- 關東州朝陽寺會楊樹房屯、阿長山寺會ノ内寅家屯、金廠溝屯
- 亮家店驛附近
- 登沙河驛附近
- 李家屯驛附近
- 魏子窩電報電話局電話加入區域
- 關東州城子疔會ノ内城子疔屯
- 關東州東老灘會ノ内東老灘屯
- 瓦房店驛附近
- 得利寺驛附近
- 松樹驛附近
- 熊岳城驛附近、熊岳城溫泉場
- 廣家屯驛附近
- 蓋平驛附近
- 大石橋驛附近

- 分水驛附近
- 營口、牛家屯、遼河河口
- 海城驛附近
- 南臺驛附近
- 湯崗子驛附近
- 千山驛附近
- 鞍山驛附近
- 立山驛附近
- 遼陽電報電話局電話加入區域
- 煙臺驛附近
- 煙臺炭礦
- 蘇家屯驛附近
- 撫順電報電話局電話加入區域、東鄉坑、楊柏堡
- 奉天中央電話局電話加入區域
- 新民電話局電話加入區域

一二五

電話呼出區域

- 一 新城子驛附近
- 一 新臺子驛附近
- 一 鐵嶺電報電話局電話加入區域
- 一 開原驛附近
- 一 昌圖驛附近
- 一 雙廟子驛附近
- 一 四平街驛附近
- 一 郭家店驛附近
- 一 公主嶺驛附近
- 一 劉房子驛附近
- 一 范家屯驛附近
- 一 大屯驛附近
- 一 新京中央電話局電話加入區域
- 一 本溪湖驛附近
- 一 鳳凰城附近

- 一 五龍背驛附近
- 一 安東電報電話局電話加入區域、鴨綠江安東水面
- 一 興城
- 一 虎林
- 一 饒河
- 一 赤峰
- 一 北安鎮
- 一 札蘭屯
- 一 滿洲里
- 一 八面城驛附近

電話呼出區域

定時通話區域左ノ通定メ昭和八年(大同二年)九月一日ヨリ之ヲ施行ス

◆定時通話區域 昭和八年(大同二年)九月一日(改正年) 社告第二三號(次省略)

定時通話區域	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	定時通話區域
	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	
	四	開	鐵	安	奉	遼	營	瓦	貌	普	金	旅	旅	旅	
	平							房	子	蘭					
	街	原	嶺	東	天	陽	口	店	窩	店	州	順	順	順	
	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	
<hr/>															
	營	大	旅	旅	旅	旅	旅	旅	旅	大	大	大	大	大	
	石														
	口	橋	順	順	順	順	順	順	順	連	連	連	連	連	
	海	營	新	公	鐵	安	奉	遼	營	哈	新	公	公	公	
	主														
	城	口	京	嶺	嶺	東	天	陽	口	賓	京	嶺	嶺	嶺	
	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	

電話市外通話區域、電話通話料及電話呼出料
 (通話區域中「長」ヲ冠セルハ長距離通話區域トス)

◆ 電話市外通話區域、電話通話料及電話呼出料

昭和八年(大同二年)九月一日(改正年) 社告 第二四號(次省略)

電話市外通話區域、電話通話料及電話呼出料左ノ通定メ昭和八年(大同二年)九月一日ヨリ之ヲ施行ス

市外通話區域	一通話時ノ普通通話料		一回ノ電話普通呼出料	
	金	錢	金	錢
大連旅順間	金二	十五錢	金二	十錢
大連水師營間	金二	十五錢	金二	十錢
大連柳樹屯間	金二	十五錢	金二	十五錢
大連金州間	金二	十五錢	金二	十五錢
大連三十里堡間	金二	十五錢	金二	十五錢
大連普蘭店間	金三	十五錢	金二	十五錢
大連楊樹房間	金三	十五錢	金二	十五錢
大連亮甲店間	金三	十五錢	金二	十五錢
大連登沙河間	金三	十五錢	金二	十五錢
大連李家屯間	金三	十五錢	金二	十五錢

電話料金

甘井子金州間	甘井子柳樹	甘井子水師	甘井子旅順	小平烏貌子	小平烏普蘭	小平烏三十里堡	小平烏金州	小平烏柳樹	小平烏水師	小平烏旅順	香爐礁登沙河	香爐礁亮甲店	香爐礁楊樹	香爐礁普蘭
--------	-------	-------	-------	-------	-------	---------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	-------	-------

金二十錢	金二十錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢
------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

電話料金

香爐礁三十里堡	香爐礁金州	香爐礁柳樹	香爐礁水師	香爐礁礁登沙河	香爐礁礁亮甲店	香爐礁礁楊樹	香爐礁礁普蘭	轉山屯柳樹	轉山屯水師	轉山屯普蘭	轉山屯金州	轉山屯楊樹	轉山屯普蘭	轉山屯柳樹	轉山屯水師	轉山屯普蘭	老虎灘子
---------	-------	-------	-------	---------	---------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------

金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

電話料金

〔長〕甘井子奉	〔長〕甘井子撫	〔長〕甘井子蘇家	〔長〕甘井子煙臺	〔長〕甘井子煙臺	〔長〕甘井子遼	〔長〕甘井子立	〔長〕甘井子鞍	〔長〕甘井子千	〔長〕甘井子湯	〔長〕甘井子南	〔長〕甘井子海	〔長〕甘井子分	〔長〕甘井子營	〔長〕甘井子大石橋
天間	順間	屯間	礦間	臺間	陽間	山間	山間	山間	子間	臺間	城間	水間	口間	橋間
金一圓二十錢	金一圓三十錢	金一圓十五錢	金一圓十錢	金一圓五錢	金一圓	金九圓十五錢	金九圓十五錢	金九圓十錢	金九圓十錢	金八圓十五錢	金八圓十五錢	金八圓十錢	金八圓十錢	金七圓十五錢
金三十錢	金三十錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢

電話料金

〔長〕甘井子蓋	甘井子蘆家	甘井子熊岳	甘井子松	甘井子得	甘井子瓦	甘井子東	甘井子城	甘井子魏	甘井子李	甘井子登	甘井子亮	甘井子楊	甘井子普	甘井子三十里堡
平間	屯間	城間	樹間	寺間	店間	灘間	隆間	窩間	屯間	河間	店間	房間	店間	堡間
金六圓十五錢	金五圓十五錢	金五圓十五錢	金五圓十錢	金四圓十五錢	金四圓十五錢	金四圓十五錢	金三圓十五錢	金三圓十五錢	金三圓十五錢	金三圓十五錢	金三圓十五錢	金三圓十五錢	金三圓十五錢	金二圓十五錢
金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十五錢	金二十錢	金二十錢

